

訴 状

2021年（令和3年）11月4日

大阪地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 植 田 豊（主任）

同 笹 山 将 弘

同 仲 尾 育 哉

同 定 岡 由 紀 子

同 金 子 武 嗣

原告の表示

別紙原告目録のとおり

〒540-0026

大阪府中央区内本町1丁目1番6号 内本町B&Mビル403

植田法律事務所（送達場所）

電話 06-6926-4675

FAX 06-6926-4676

原告ら訴訟代理人

弁護士 植田 豊（主任）

〒596-0076

岸和田市野田町1丁目8番28号 仲成ビル3階

弁護士法人英明法律事務所岸和田事務所

電話 072-430-5711

FAX 072-430-5722

原告ら訴訟代理人

弁護士 笹山 将弘

〒530-0047

大阪府北区西天満5丁目16番3号 西天満ファイブビル301

C&L法律事務所

電話 06-6365-1210

FAX 06-6365-1220

原告ら訴訟代理人

弁護士 仲尾 育哉

〒530-0047

大阪府北区西天満4丁目6番18号 アクセスビル7階

ソフィオ法律事務所

電話 06-6315-8284

FAX 06-6315-8285

原告ら訴訟代理人

弁護士 定岡 由紀子

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル別館9階

金子・中・橋本法律特許事務所

電 話 06-6364-6411

F A X 06-6364-6410

原告ら訴訟代理人

弁護士 金 子 武 嗣

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

代 表 者 法 務 大 臣

古 川 禎 久

死刑の執行告知と同日の死刑執行受忍義務不存在確認及び国家賠償
請求事件

<目 次>

第 1	当事者	11
1	原告ら	11
(1)	原告 A	11
	ア プロフィール	11
	イ 死刑判決	12
(2)	原告 B	12
	ア プロフィール	12
	イ 死刑判決	12
2	被告	12
第 2	死刑執行はどのようになされるか	13
1	執行指揮検察官による上申	13
2	法務大臣による死刑執行命令	13
3	検察官による死刑執行の指揮	13
第 3	死刑確定者に対する死刑執行の告知時期	13
1	死刑執行の告知時期について	13
(1)	日本国政府の国会での見解	14
	ア 平成 12 年の答弁	14
	イ 平成 25 年の答弁	15
(2)	対外的な声明	15
(3)	告知の時間	16
2	小括	18
第 4	「即日告知」による死刑執行の運用は違憲である（違法理由その 1）	18

1	憲法31条の「適正手続」保障	18
2	最高裁の憲法31条の適正手続の解釈について	19
	(1) 死刑合憲判決	19
	(2) 第三者所有物の没収違憲判決	20
	(3) その後の判例の展開	21
	ア 刑事罰について	21
	① 旧関税法の第三者追徴の違憲（適正手続違反）	21
	② 旧収賄罪の第三者追徴の違憲（適正手続違反）	22
	イ 行政処分について	23
3	最高裁の憲法31条の適正手続保障	23
4	死刑執行の定め	23
	(1) 執行停止	23
	(2) 不服申立制度の存在	24
	(3) 裁判の解釈の疑いの申立	24
	(4) 地裁・高裁決定への不服申立て	25
5	死刑確定者の不服申立権の剥奪	25
	(1) 不服申立権の剥奪	25
	(2) 死刑確定者の訴え	25
	(3) 不服申立期間の定め	26
	(4) 小括	27
6	適正手続違反（憲法違反）	27
7	司法の判断を求める権利侵害（憲法32条、同13条違反）	28
8	小括	29
第5	自由権規約違反	29
	1 自由権規約（違法理由その2）	29
	2 国際人権規約はどのように制定されたのか	30
	(1) 国際人権法の必要性	30
	(2) 自由権規約の誕生	31

(3)	自由権規約の解釈は自由権規約委員会に委ねられた	32
(4)	自由権規約委員会の解釈の重要性	33
3	自由権規約委員会の解釈	34
(1)	一般的意見	34
①	自由権委員会一般的意見36(第6条生命権)	34
②	自由権規約委員会一般的意見20(7条・拷問, 品位を傷つける取扱い)	35
③	自由権委員会一般的意見21(10条・自由を奪われた者の取扱い)	36
(2)	個人通報申立事件に対する見解	37
(3)	小括	38
4	法規範としての自由権規約と日本への拘束性	38
(1)	条約の批准(受け入れ)と国家拘束性	38
(2)	自由権規約の国家拘束性	39
(3)	日本における国内法としての自由権規約	40
ア	自由権規約の国内的効力	40
イ	自由権規約の国内法上の地位	41
ウ	自由権規約の裁判規範性	41
エ	直接適用性、法律優位性が裁判で認められていること	42
a	自由権規約を直接適用し、法律に優位する効力を認めた裁判例	42
(a)	受刑者接見妨害国家賠償請求事件	42
(b)	指紋押捺拒否事件	43
b	自由権規約に言及、援用して、法令違反を認めた最高裁判例	43
(a)	国籍法3条違憲判決	44

(b) 非嫡出子相続分違憲判決.....	44
5 自由権規約の効力と「即日告知・即日執行」の自由権規約違反...	45
6 自由権規約委員会による日本の報告書審査への意見と改善	
.....	46
(1) 1993年の第3回日本政府報告審査への自由権委員会の総括 所見.....	46
(2) 1998年の第4回日本政府報告審査への自由権委員会の総括 所見.....	47
(3) 2006年の第5回日本政府報告審査への自由権委員会の総括 所見.....	47
(4) 2014年の第6回日本政府報告審査への自由権委員会の総括 所見.....	48
 第6 即日告知・即日執行は人間の尊厳を損なう違法がある（違法理由 その3）.....	50
1 人間の尊厳とは.....	50
2 人間の尊厳を保ったまま死ぬこと.....	50
3 死の受容.....	51
(1) 「死の受容」まで.....	51
(2) 終末期の権利.....	53
(3) 死刑確定者には終末期の権利はないのか.....	54
4 「死の受容」からみて「即日告知・即日執行」は、死刑存置論（存 在意義）の考え方からも相容れない.....	54
5 アメリカ合衆国の死刑告知と執行.....	55
(1) アメリカ合衆国の死刑存置州の告知の状況.....	55
(2) 事前告知の理由.....	57
(3) 具体的な死刑執行までの手順（オクラホマ州の場合）.....	58
ア 規則と手続きの概要.....	61

イ	立会人の申告	63
ウ	最後の食事のリクエスト	64
(4)	小括	67
6	死を迎える際の権利	67
(1)	死ぬまでの準備	68
(2)	自らを振り返ること	68
(3)	不服申立もできる	68
(4)	死後の処理について・・・死んだ後のこと	68
(5)	小括	69
7	「牛や豚のような屠殺」でなく「人間として尊重され死を迎えること」	69
8	小括	75
第7	原告らの損害賠償請求（慰謝料）	75
1	被告公務員の義務違反	75
2	事前に執行期日が告げられないことによる恐怖（原告らの侵害利益 その1）	76
(1)	免田栄のことば	76
(2)	丸山和也参議院議員のことば	76
(3)	坂口弘死刑確定者のことば	77
(4)	ある刑務官のことば	77
(5)	小括	78
3	事前に告知されないことによって失う「ささやかな癒し」（原告らの侵害利益 その2）	78
(1)	事前告知の例（その1、2）	78
ア	1956年（昭和31年）の大阪拘置所の例（①のケース）	78
イ	平田友三検事の場合（②のケース）	80
(2)	事前告知の例（その3）・・・野口善国弁護士（元刑務官）の	

体験（③のケース）	80
（3）事前告知の例（その4）・・・免田栄元死刑確定者が見たこと	
.....	81
ア 1973年（昭和48年）5月11日 二宮邦彦（④のケース）	
.....	82
イ 1975年（昭和50年）10月3日 津留静生（⑤のケース）	
.....	83
（4）事前告知で死刑確定者が得られたもの	83
（5）小括	84
4 原告らの損害	84
（1）原告らの苦痛の慰謝料	84
（2）弁護士費用	85
（3）遅延損害金	85
第8 被告国の違法行為と原告らの受忍義務の不存在（公法上の当事者訴訟）	85
1 被告国の死刑執行の違法性	85
2 刑事訴訟法では争えない	85
3 死刑確定者に「即日告知・即日執行」受忍義務が存在しないことは、どのように争えるか	86
（1）確認の対象となる権利関係ないし法律上の地位が適切である	
.....	86
（2）公法上の義務（不存在）確認の訴え（公法上の当事者訴訟）による外に、救済手段がない	87
ア 義務付け訴訟（行訴法3条6項）	87
イ 差止訴訟（行訴法3条7項）	88
ウ 結論－公法上の当事者訴訟しかない	88

4	国家賠償請求との関係.....	89
第9	被告国の死刑の行政運用には理由がないこと.....	89
1	被告国が事前告知をしない理由.....	89
	① 2000年（平成12年）6月2日の森喜朗内閣総理大臣の 答弁.....	89
	② 自由権規約委員会への第5回政府報告.....	89
2	アメリカ合衆国の事前告知と死刑執行.....	90
3	「心情の安定」なるものの実態.....	90
4	死刑執行の行政運用が「事前告知」から「即日告知・即日執行」 に変更になったこと.....	92
5	何時どうして変更になったのか.....	93
	（1）免田栄の述べたこと.....	93
	（2）被告国は何時からどのような理由で変更したか明らかにしない	96
	（3）死刑確定者は何を希望しているか.....	97
	（4）「即日告知・即日執行」の非人間性.....	98
	（5）小括.....	99
6	「心情の安定」は「即日告知・即日執行」の理由にはならない..	99
第10	結論－原因は被告国の死刑に関する情報の非公開（秘匿）..	100
1	日本の死刑執行の非公開.....	100
2	被告国が公開した死刑情報.....	103
3	恥ずべき運用は改善すべきである.....	103
4	結論.....	104

請求の趣旨

- 1 被告は、原告Aに対し、金1100万円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
 - 2 被告は、原告Bに対し、金1100万円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
 - 3 原告らには死刑執行告知と同日になされる死刑執行を受忍する義務がないことを確認する
 - 4 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに1項ないし3項につき仮執行の宣言を求める。

請求の原因

本件は、死刑執行告知当日の死刑執行の違法性、そして非人間性を問う訴訟である。

第1 当事者

1 原告ら

原告ら各々のプロフィールは、各々後記アに記載のとおりである。原告らは、各々後記イに記載のとおり死刑判決を受け、同判決は確定している。

(1) 原告A

ア プロフィール

イ 死刑判決

(2) 原告B

ア プロフィール

イ 死刑判決

2 被告

被告国は、死刑確定者である原告らに対し、死刑を執行する者である。

第2 死刑執行はどのようになされるか

死刑執行は、以下の手続でなされる。

1 執行指揮検察官による上申

刑訴法第472条の規定により刑の執行指揮をすべき検察官（以下「執行指揮検察官」という。）の属する検察庁の長は、死刑の判決が確定したときは、法務大臣に対し、死刑執行上申書に刑事確定訴訟記録及びその裁判書の謄本2部を添えて提出し、死刑執行に関する上申をする（執行事務規程9条一甲B3）。

2 法務大臣による死刑執行命令

法務大臣は、上申を検討の上、検察官に対して死刑執行命令（刑訴法475条1項）を行う。

3 検察官による死刑執行の指揮

刑訴法第475条第1項の規定により法務大臣から死刑執行の命令があったときは、検察官は死刑執行指揮書により刑事施設の長に対し死刑の執行を指揮する（執行事務規程10条1項一甲B3）。

死刑執行の指揮は、法務大臣の死刑執行命令から5日以内になされる（刑訴法476条）。

第3 死刑確定者に対する死刑執行の告知時期

1 死刑執行の告知時期について

法務省は、死刑確定者に対して、死刑執行についての告知を、死刑執行の1、2時間前に、死刑確定者の舎房で行っている。

これが死刑執行告知の行政運用である。

これは以下の事実から明らかとなっている。

(1) 日本国政府の国会での見解

被告国の死刑執行告知の行政運用については、以下のとおり被告国の責任者である内閣総理大臣の答弁がなされている。

ア 平成12年の答弁

2000年(平成12年)6月2日、当時の森喜朗内閣総理大臣は、

死刑は・・・執行命令に対する防御のために御指摘のような事前告知をする必要があるとは考えていない。

なお、死刑執行の事実を当日より前に告知することについては、死刑の執行を受ける者の心情の安定を著しく害する等の弊害があり、適切ではないと考えている。

と答弁した(甲A1-2・4頁「11について」。下線原告ら代理人。以下同じ)。

これは保坂展人衆議院議員の「質問主意書」の

(死刑確定者は、)現実には、執行の当日、刑場に引致される際に初めて刑の執行を告知されている状況である。防御権を保障するためには、事前に防御の準備をするために告知時間をおく必要があるのではないか

との質問(甲A1-1・3頁11項)に答えたものである。なお、防御の準備とは「執行命令に対する防御」のことを指している(甲A1

－ 1 ・ 3 頁 1 1 項）。

イ 平成 2 5 年の答弁

2 0 1 3 年（平成 2 5 年）3 月 5 日、当時の安倍晋三内閣総理大臣は、

一般的な取扱として、死刑確定者本人に対する執行の告知は、当日、刑事施設の長が、執行に先立ち行っている。

現時点において、このような取り扱いを変更する予定はない。

と答弁した（甲 A 2 - 2 ・ 「5 から 7 までについて」）。

これは、石川知裕衆議院議員の 2 0 1 2 年（平成 2 4 年）9 月から 1 1 月の福島みずほ参議院議員による当時の死刑確定者に対するアンケートを踏まえた以下の「質問主意書」の

五 死刑執行につき、過去、死刑囚への告知をどのような方法で行っていたか明らかにされたい。

六 今回の死刑執行での告知を何時、どのような方法で行ったか明らかにされたい。

七 人道上及び死刑囚の防御の点から事前告知が必要であると考える。また、二のアンケート結果では、事前告知の時期を前日より前に知らせてほしい、という回答が三十三人。回答した七十八人の四割に上る。今後事前告知を早める予定はあるか。

との質問（甲 A 2 - 1）に対するものである。

（ 2 ） 対外的な声明

市民的及び政治的権利に関する国際規約第40条1(b)に基づく第5回政府報告(2006年(平成18年)12月)において、以下のとおり日本政府の見解が報告がされている(甲C16)。

130. 死刑確定者本人に対する死刑執行の告知は、執行の当日、執行に先立って行う取扱いとしている。これは、執行の当日より前の日に告知した場合、当該死刑確定者の心情に及ぼす影響が大きく平穏な心情を保ち難いと考えられること等の理由によるものである。

131. . . . 死刑の執行日については、事前に家族を始めとして外部の者には知らせない取扱いとしている。これは、死刑確定者の家族等に対し、死刑執行の日時を事前に告知することにより、通知を受けた家族に対し無用の精神的苦痛を与えること、仮に通知を受けた家族との面会が行われ、死刑確定者本人が執行の予定を知った場合には、本人に直接告知した場合と同様、当該死刑確定者の心情に及ぼす影響が大きく平穏な心情を保ち難いと考えられること等の理由によるものである。

同第6回政府報告(2012年(平成24年)4月)、同第7回政府報告の事前質問票に対する回答(2020(令和2)年3月)においても、同旨の報告ないし回答がされている(甲C17・25頁(110、111項)、甲C18・33頁(69項))。

(3) 告知の時間

被告国の死刑告知は死刑執行当日になされている。そして、具体的に何時告知されているかが、以下の国会のやりとりから明らかになっている。

1998年（平成10年）12月3日の第144回国会の参議院法務委員会の質疑で、千葉景子議員（後の法務大臣）の質問に対して、政府委員である法務省の坂井一郎矯正局長は、以下のとおり明確に回答している。

- 千葉景子君 執行の手續について少しお尋ねいたします。今回、この三名という確定者について、執行についてはその本人にはいつ知らされるのでしょうか。
- 政府委員（坂井一郎君） 死刑執行の事実を本人に告知するのは執行当日の朝といえますか、要するに直前でございます。
- 千葉景子君 直前というのはどのぐらいの時間ですか。
- 政府委員（坂井一郎君） 何分という時間で申し上げるのはいかがかと思えますけれども、要するに舎房といえますか部屋に入っておりますので、それから刑場、死刑の執行場まで連れていくその時間のすぐ前ということでございます。要するに、部屋から連れ出すすぐ前ということでございます。
- 千葉景子君 逆にこういうふうに聞いたらいいのでしょうか。その告知をされてから実際に刑が執行される、終了するまでどのぐらいの時間ですか。
- 政府委員（坂井一郎君） 事案によって違いますが、普通は一、二時間ということでございます。告知をしてから執行するまでが一、二時間ということでございます。
- 千葉景子君 今回はどうだったんでしょうか。その3名ということについて告知されてから執行が終わるまで、それぞれの時間はどうだったんでしょうか。
- 政府委員（坂井一郎君） 個別の話を申し上げるのはいかがかと思えますけれども、先ほど申し上げたとおり、いずれも1、2時間

の間に執行したということでございます。

(甲 A 3・7 頁)

この質疑からも明らかなおおりに、確定死刑確定者に対する死刑執行の告知は、死刑執行当日、しかも、執行の 1、2 時間前になされているのである。

2 小括

以上のとおり、日本における死刑執行の告知は、死刑執行当日、長くとも 2 時間前に行われている（以下、2 時間前告知による死刑執行を「即日告知・即日執行」という。）のである。

しかも、それは、法で定められたものではない。あくまで政府の行政運用でなされているのである。

第 4 「即日告知」による死刑執行の運用は違憲である（違法理由その 1）

現在の死刑執行は、死刑執行当日の 2 時間前までに告知される。

これは法律の定めではなく、死刑執行の法務行政の運用（行政運用）としてなされており、法に基づかないものである。

この行政運用は以下のとおり、憲法 31 条の保障する「適正手続」に違反する。

1 憲法 31 条の「適正手続」保障

憲法 31 条は「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」と定めている。

これは、「適正手続（デュープロセス）の保障」をしたものである

(最高裁昭和37年11月28日判決・刑集16巻11号1593頁)。最高裁は、憲法31条が適正手続を保障するというルールを確立させた(甲B1・1頁)。

2 最高裁の憲法31条の適正手続の解釈について

(1) 死刑合憲判決

最高裁が、憲法31条が「適正手続」を保障したものであるとの解釈を初めて示したのが、死刑合憲判決である(最高裁昭和23年3月12日 刑集2巻3号191頁)。

最高裁は、死刑違憲の主張に対して、以下のとおり死刑合憲を認めたが、

憲法第十三条においては、すべて国民は個人として尊重せられ、生命に対する国民の権利については、立法その他の国政の上で最大の尊重必要とする旨を規定している。しかし、同時に……もし、公共の福祉という基本的原則に反する場合には、生命に対する国民の権利といえども、立法上制限ないし剥奪されることを当然予想しているといわねばならぬ。そしてさらに憲法第三十一条によれば、国民個人の生命の尊貴といえども、法律の定める適理の手続によって、これを奪う刑罰を科せられることが、明らかに定められている。すなわち憲法は、現代多数の文化国家におけると同様に、刑罰として死刑の存置を想定し、これを是認したものと解すべきである。

と判旨している。

最高裁は、憲法31条の文言「法律の定める手続によらなければ」でなく、わざわざ「法律の定める適理の手続によって、」と判旨して

いる。この「法律の定める適理の手続」とはまさしく後の「適正手続」をさすものであり、その後の憲法31条の解釈に大きな影響を与えたものである（甲B1・10、11頁）。

つまり、最高裁は、死刑制度を合憲としたが、死刑制度は憲法31条の「適正手続」に支えられなければならないことを明らかにしたのである。

（2）第三者所有物の没収違憲判決

最高裁は、その後、前記最高裁昭和37年11月28日判決で、「憲法31条が適正手続を保障するもの」とのルールを確立させた。

旧関税法違反事件で「第三者所有物件の没収」が憲法31条違反であるとの判決である。

最高裁は、当時の関税法は、犯罪行為に供された船舶で犯人の所有又は占有にかかるものはこれを没収するとされていたものについて、憲法29条1項、憲法31条の規定を引用して、

第三者の所有物を没収する場合において、その没収に関して当該所有者に対し、何ら告知・弁解・防禦の機会を与えることなく、その所有権を奪うことは、著しく不合理であって、憲法の容認しないところであるといわなければならない。・・・前記第三者の所有物は、被告人に対する付加刑として言渡され、その刑事処分の効果が第三者に及ぶものであるから、所有物を没収される第三者についても、告知、弁解、防禦の機会を与えることが必要であって、これなくして第三者の所有物を没収することは、適正な法律手続によらないで、財産権を侵害する制裁を科するに外ならないからである。

と判旨し、旧関税法が第三者所有物の没収を規定しながら、その所有者の第三者に対して、告知、弁解、聴聞の機会を定めておらず、刑訴法その他の法令においても何らの規定を設けていないから、憲法 31 条、29 条に違反するとして、違憲の判決をなした。

そしてこのことは、右第三者に、事後においていかなる権利救済の方法が認められるかということとは、別個の問題である。

として、その手続のみで違憲かどうかの判断をすべきであるとしている。

この前記最高裁昭和 37 年 11 月 28 日判決は、最高裁の昭和 32 年 11 月 27 日判決（刑集 11 卷 12 号 3132 頁）、最高裁昭和 35 年 10 月 19 日判決（刑集 14 卷 12 号 1574 頁）を踏まえて、確立されたものである（甲 B 1・13～27 頁）。

憲法違反を指摘された被告国は、国会で昭和 38 年 7 月 12 日「刑事事件における第三者者所有物の没収手続に関する応急措置法」（法律 138 号）を制定し、没収対象の第三者に対し「告知、弁解、防御の機会」（同法 3 条、5 条）を保障したのである（甲 B 1・26 頁）。

（3）その後の判例の展開

ア 刑事罰について

① 旧関税法の第三者追徴の違憲（適正手続違反）

最高裁は、昭和 37 年 12 月 12 日に、「没収に代わる追徴」の旧関税法の規定について、

所有者たる第三者に対しその所有物件の没収につき告知、弁解、聴聞の機会与えるべき規定を設けていないから、憲法 31 条および

び29条に違反し許されないものと解すべきことは裁判所の判例（昭和37年11月28日大法廷判決）とするところであり、従ってまた旧関税法83条の追徴の規定も、右のごとき理由により没収そのものが憲法上許されない場合には、その適用の余地がないものと解するのを相当とする。

と判旨し、没収に代わる追徴も違憲と判断しているのである（刑集16巻12号1672頁、1679頁）（甲B1・22頁）。

② 旧収賄罪の第三者追徴の違憲（適正手続違反）

当時の刑法197条の4は、「犯人又は情を知りたる第三者の收受したる賄賂は之を没収す。その全部又は一部を没収すること能わざる時はその価格を追徴す。」と定めていたが、事件発生時、追徴を命じられる第三者に対する手続は刑訴法その他の法令において何ら定められていなかった。

最高裁大法廷は、昭和40年4月28日に、

第三者に対する追徴は、被告人に対する刑と共に言渡されるものであるが、没収に変わる処分として直接第三者に一定額の金員の納付を命ずるものであるから、当該第三者に告知せず、弁解、防御の機会を与えないで追徴を命ずることは、適正な法律手続によらないで財産権を侵害する制裁を科するもので、憲法の右規定（注 憲法31条、憲法29条）に違反する（刑集19巻3号203頁）

と違憲判断をした（甲B1・23頁）。

イ 行政処分について

最高裁は、刑事罰の分野だけでなく行政処分の分野にも、憲法 31 条の適正手続を及ぼしている。代表的なものに、個人タクシー免許事件（最高裁昭和 46 年 10 月 28 日判決・民集 25 卷 7 号 1037 頁）、成田新法事件（最高裁平成 4 年 7 月 1 日・民集 46 卷 5 号 437 頁）がある（甲 B 1・29 頁以下）。

そしてこの法理は、行政手続に「告知、弁解、聴聞」を及ぼした平成 5 年の「行政手続法」の制定に結実している。

3 最高裁の憲法 31 条の適正手続保障

以上のとおり、最高裁は、刑罰だけでなくすべての不利益処分については、憲法 31 条の適正手続が必要であり、法律に基づく、告知、弁解、聴聞の機会を、憲法上要求しているのである。

特に、憲法 31 条の定めから明確な「刑事罰」の分野では、厳格に要求しているのである。

4 死刑執行の定め

死刑執行は無条件ではない。

死刑執行ができない事由（執行停止の事由）が法定されているし、不服申立も法で定められているからである。

（1）執行停止

刑訴法 479 条は、死刑執行の停止事由（死刑を執行できない事由）を定めている。

死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によつて執行を停止する（1 項）。

死刑の言渡を受けた女子が懐胎しているときは、法務大臣の命

令によつて執行を停止する（２項）。

前二項の規定により死刑の執行を停止した場合には、心神喪失の状態が回復した後又は出産の後に法務大臣の命令がなければ、執行することはできない（３項）。

この執行停止の規定（執行を停止する定め）は、法務大臣の裁量でなく義務である。

（２）不服申立制度の存在

刑訴法には、不服申立制度（執行異議制度・即時抗告制度等）が制度として設けられている。

刑訴法 502 条は、

裁判の執行を受ける者又はその法定代理人若しくは保佐人は、執行に関し検察官のした処分を不当とするときは、言渡をした裁判所に異議の申立をすることができる。

と定める。不服申立権を有するのは、①執行を受ける者、②法定代理人、③保佐人である。

この不服申立権は、死刑確定者等に、法的・制度的に保障された権利である。

（３）裁判の解釈の疑いの申立

刑訴法は、刑の言渡を受けた裁判の解釈の疑いについての裁判所解釈を求めることができる旨規定している。

刑訴法 501 条 刑の言渡を受けた者は、裁判の解釈について疑

があるときは、言渡をした裁判所に裁判の解釈を求める申立をすることができる。

この解釈申立権は、死刑確定者に法的に保障された権利である。

(4) 地裁・高裁決定への不服申立て

さらに、刑訴法では、刑訴法502条（不服申立）、刑訴法501条（解釈申立）について（以下あわせて「不服申立等」という）、第1審の裁判所の判断がなされても、これに不服の場合、高裁に即時抗告する権利が保障されている（刑訴法504条）。また、高裁の決定について不服のある場合にも、最高裁へ特別抗告する権利が保障されている（刑訴法433条）。

5 死刑確定者の不服申立権の剥奪

(1) 不服申立権の剥奪

このように、死刑確定者には死刑執行に対しての不服申立等の権利が法による制度として保障されている。しかし、その保障された権利を行使する機会が実質的に与えられなければ、それは権利の保障とは到底いえない。

ところで、日本の死刑執行告知は、前記のとおり、長くても死刑執行の2時間前にしかなされていない。

死刑確定者からいえば、執行の2時間前に死刑執行が告知されても、裁判所に不服申立することはできない。弁護人に連絡もできない。死刑確定者が不服申立権を行使することができないことは自明である。

(2) 死刑確定者の訴え

死刑確定者もこれを強く訴えている。

甲B2号証は、フォーラム90が福島瑞穂議員とともに死刑確定者

に行ったアンケートである。

その中で、坂口弘死刑確定者が、以下のとおり生々しい現場の状況を述べている（甲B2・168、169頁）。

最も納得がいかないのは、法令により権利が認められている（死刑執行に対する）異議申し立ての権利行使のための機会が奪われていることです。

刑事訴訟法第502条は裁判の執行処分に対する異議申し立ての権利を保障しています。

ところが現行の死刑執行手続はこうです。

刑務官は、確定者の室の扉を開けて死刑執行を告知すると、その場で確定者を拘束し、すぐ刑場に引致します。刑場の中には拘置所長が待機していて、彼が正式に死刑執行を告知します。終わると、確定者は緊縛され、手錠をかけられ、そのままの恰好で処刑台に連行され、そこで首縄をかけられ、踏み板を外されて、首吊り状態で殺されるのです。この流れの中で、私たち死刑確定者は異議を申し立てることができません。執行に対して異議の申し立てができないように仕組まれているのです。

と、密室の死刑執行の違法性を訴えているのである。

ここには適正手続保障は、欠片もないし、うかがうこともない。「適正な法」どころか、法の適用がないのである。

（3）不服申立期間の定め

ちなみに、刑訴法に定められた不服申立期間は、控訴・上告は14日（刑訴法373条、414条）、通常抗告は実益のある期間（刑訴法421条）、即時抗告は3日（刑訴法422条）、特別抗告は5日

(刑訴法433条)、準抗告は3日または実益のある期間(刑訴法429条、430条)、高裁の決定に対する異議は通常抗告、即時抗告と同じ(刑訴法428条)である。

(4) 小括

刑訴法が定める不服申立期間だけみても、被告国が標榜する「即日告知・死刑執行」、しかも執行まで2時間という期間(坂口死刑確定者の訴えではもっと短い)が、違法であることは明らかである。

被告国は、死刑確定者に不服申立をさせたくないのである。

被告国の法律によらない運用によって、死刑確定者は制度的に認められた不服申立等の権利を行使できない、剥奪されているのである。

行政運用によって、法で定められた死刑確定者の権利が侵害されている。

6 適正手続違反(憲法違反)

憲法31条は、適正手続によらなければ刑事罰等の不利益処分を科してはならないことを保障している。

適正手続が、命の剥奪という究極的な不利益(刑罰)をうける死刑確定者にも保障されていることは、死刑合憲判決を言渡した前記最高裁昭和23年3月12日判決でも明らかである。同最高裁判例では、死刑が合憲である理由として、「法による適正手続(法律の定める適理の手続)」で担保されているからということが挙げられている。

「即日告知・即日執行」は、被告国の「法によらない政策(行政運用)」である。最高裁判例が、憲法31条により保障している「適正手続」は、権利を剥奪される者に、法律で定める告知、弁解、聴聞の機会を保障するものである。ところが、執行2時間前の死刑執行の告知は、法律で定められたものではないし、ましてや「告知」といえる

ものでもない。適正手続が保障されているといいうるだけの時間的余裕をもった告知があつてこそ、死刑確定者は「不服申立」（弁解・聴聞）が可能になる。現在の行政運用では、死刑確定者は、弁解（不服申立）をすることも聴聞（裁判所での審理）をすることも不可能である。死刑確定者は、「即日告知・即日執行」の行政運用により、法で認められた不服申立権を奪われているのである。憲法 31 条に違反している。

7 司法の判断を求める権利侵害（憲法 32 条、同 13 条違反）

死刑確定者は、刑訴法 502 条の執行に関する不服申立権、刑訴法 501 条の裁判の解釈を求める権利を有している。これらは裁判所（司法）に対してその判断を求める権利であり、憲法 32 条により保障されている。

東京高裁は、令和 3 年 9 月 22 日の判決で、難民申請した外国人による難民認定処分の異議申立に対する棄却決定の申請者への告知を同人の送還の直前までなさず、同告知後は事実上第三者と連絡することを認めず強制送還したことをもって、同人の難民認定性に対する司法審査を受ける機会を奪ったとして、憲法 32 条で保障する裁判を受ける権利を侵害し、同 31 条の適正手続の保障及びこれと結びついた同 13 条違反するもので、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法となると判断した。

しかも、同高裁は、被告国が行った申請者の異議申立が濫用的であり救済の必要性に乏しいとの主張に対し、難民該当性の問題と難民不認定処分について司法審査を受ける機会の保障とは別問題であり、難民申請が濫用的なものであるか否かも含めて司法審査の対象とされるべきであり、そのことをもって司法審査の機会を実質的に奪うことが許容されるものではないと判断している（東京高裁令和 2 年（ネ）

第1423号)。

8 小括

死刑確定者は、「即日告知・即日執行」の行政運用で、法により認められた「不服申立等の権利」の行使ができないという不利益処分を受けている。

被告国の死刑執行の運用は、憲法31条の適正手続が守られていない。

また、被告国の死刑執行の行政運用により、死刑確定者が法で定められた司法審査を受ける権利（機会）が奪われているのである。「即日告知・即日執行」の運用は、死刑確定者の憲法32条が保障する裁判を受ける権利を侵害し、同31条の適正手続の保障及びこれと結びついた同13条違反する。

第5 自由権規約違反

死刑確定者に死刑執行について適切な時期に事前に告知しないこと、即ち死刑執行の即日（2時間前）に告知する行政運用は、市民的及び文化的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という）6条、7条、10条に違反し、違法である。

1 自由権規約（違法理由その2）

自由権規約は以下のとおり定めている。

自由権規約6条

1 すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。

自由権規約 7 条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。

自由権規約 10 条

1 自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。

自由権規約 6 条では、すべての人間は、恣意的にその生命を奪われないことが保障されており、7 条は、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないことを保障し、また、自由権規約 10 条は、自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われることを保障する。

これらの権利は死刑確定者にも当然保障される。死刑執行について不適切な時期に告知し死刑執行すること、即ち、死刑確定者に死刑執行当日の執行の約 2 時間前に死刑執行の告知をする行政の運用は、自由権規約の前記の規定に違反するのである。

日本における「即日告知・即日執行」の行政運用がどうして自由権規約違反になるか、また、自由権規約違反の行政運用がなぜ日本国内でも違法となるか、以下詳述する。

2 国際人権規約はどのように制定されたのか

(1) 国際人権法の必要性

国際人権という概念は、第 2 次世界大戦の痛烈な反省から生まれた。第 2 次大戦以前は、人権は、主権国家の国内（内政）問題であり、他

国が、主権国家の内部で行われている人権侵害行為に干渉することは、内政干渉として許されなかった。

しかしながら、第2次世界大戦という比類を見ない悲惨な戦争を引き起こした国家が、個人の人権を軽視する全体主義国家であったこと、また、第2次世界大戦中にドイツが起こしたホロコースト（ユダヤ人大虐殺）が、この考え方に転機をもたらした。特に、ユダヤ人大虐殺が、当時最も充実した人権保障規定を持つといわれていたワイマール憲法下で合法的に実行されたこと、ユダヤ人の迫害が始まっていたことに各国が気づきながらも、国内問題として放置し続けたことは、国際人権概念の誕生に大きな影響を与えた。

このように、第2次世界大戦中にあまりにも多くの犠牲を払った痛烈な反省から、人権と平和が密接不可分であり、真に平和を守るためには、人権を「国内問題」にとどめてはならず、国際的に守っていくことが必要であるとの教訓が、各国で共有された。第2次世界大戦後に設立された国連では、人権の確保を目標に掲げ、国連憲章にこれを明記することによって、人権は、国際的な関心事項となった。

ここで確認しておきたいことは、人権は、国内法に委ねていたのでは確保できない場合があること、人権を実効的に確保するためには人権保障を国際的な監視下に置く必要性があることから、国際人権が誕生し、この理念の下に、今日まで機能しているということである。

（2）自由権規約の誕生

国連は、1948年（昭和23年）にすべての人民とすべての国民とが達成すべき共通の基準として、世界人権宣言を採択した。そして、人権確保を各国に法的に義務づけるために、1966年（昭和41年）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下、「社会権規約」という。）と自由権規約を採択した。日本国内において、これら

2つの国際人権規約が発効したのは、1979年（昭和54年）9月21日である（自由権規約49条2項、社会権規約27条2項、後記条約法条約24条1項）。

国際人権規約は、国際人権法の中核をなす最も重要な国際人権文書であり、世界人権宣言とともに世界人権章典の一部をなしている。特に、世界人権宣言は「宣言」であったが、国際人権規約は法的効力をもつ「法規範」として制定されている。すなわち、自由権規約は、法規範として締約国を拘束しているのである。

（3）自由権規約の解釈は自由権規約委員会に委ねられた

自由権規約の発効後、その運用や解釈を各国家に委ねていたのでは、人権を国際的関心事項とし、人権を国際的に保障しようとした趣旨が没却される。そのため、自由権規約は、規約の履行確保の手段として、①国家通報制度（自由権規約41、42条）、②個人通報制度（第一選択議定書）、③政府報告書審査（自由権規約40条）の3つの制度を置いたうえ、条約の実施機構として自由権規約委員会を設置し、自由権規約委員会に、条約の履行状況の監視、条約の内容を明確化する役割を担わせた（自由権規約40条）。

自由権規約委員会は、各締約国から提出される政府報告書を政府との対話を通して審議し、総括所見を発表したり、個人通報を審査し、見解（Views）を発出したり、「一般的意見」と呼ばれる自由権規約の解釈指針を採択する（自由権規約40条4項）等して、上記役割である条約の履行状況の監視及び条約内容の明確化を行っている。

自由権規約委員会は、2009年（平成21年）から2019年（令和元年）までの直近の10年間だけをみても1245件もの個人通報を受理し、1178件（2020年（令和2年）1月現在）の見解を採択して、規約の解釈を行ってきた。また、個人通報制度の事例の積

み重ねを通して、条文の解釈指針を示した一般的意見を発表し、その改訂も行ってきた。

(4) 自由権規約委員会の解釈の重要性

自由権規約委員会は、前述のとおり、自由権規約の実施機構として、総括所見の発表、個人通報事件での見解採択等を通じて、自由権規約の解釈を積み重ねてきた。自由権規約委員会が採択する見解は、「司法的判断としてのいくつかの重要な特徴を示すものである。これらの見解は、委員の公平性及び独立性、規約の文言を熟慮した解釈及び決定の確定的性格など、司法的な精神に基づいて到達されたもの」（甲C1 パラグラフ11）である。

そして、自由権規約委員会が採択する一般的意見は、これら長年にわたる政府報告書審査や数千件に及ぶ個人通報事例の積み重ねを通して、条文の解釈指針を示すものである。そのため、総括所見および見解の積み重ねのうえに発表される一般的意見は、自由権規約の最も権威ある重要な解釈指針として機能してきたのである（甲C2・20頁、甲C3・697頁）。

このことは、国際司法裁判所（ICJ）もパレスチナの壁に関する勧告的意見において、自由権規約委員会の解釈を「確立した実行」と述べて、イスラエルへの総括所見を引用したことや、ディアロ事件の判決において、委員会がとりわけ個人通報制度及び一般的意見を通じて自由権規約の解釈を積み重ねてきたことを踏まえ、「規約の適用を監督するために特に設置されたこの独立の機関によって採択された解釈に対しては、大きな重みを与えるべきだと信じる」とした上で、委員会の採択した見解及び一般的意見を引用していることから明らかである（甲C3・693頁）。

自由権規約委員会の見解及び一般的意見は、いわば、すべての当事

国に共通の規範的ガイドラインであり、規約の解釈における主要な権威ある文書として扱われている。自由権規約の解釈を統一的に運用することにより、人権の国際的保障が実現されるのを期待しているのである。

このように、自由権規約委員会の「一般的意見」と「見解」は、自由権規約の解釈の基準になるものである。

3 自由権規約委員会の解釈

(1) 一般的意見

自由権規約委員会は、自由権規約第6条、第7条及び第10条に関して、以下のとおりの意見を明らかにしている。

① 自由権委員会一般的意見36（第6条生命権）：甲C4

40. States parties that have not abolished the death penalty must respect article 7 of the Covenant, which prohibits certain methods of execution. Failure to respect article 7 would inevitably render the execution arbitrary in nature and thus also in violation of article 6. The Committee has already opined that stoning, injection of untested lethal drugs, gas chambers, burning and burying alive and public executions are contrary to article 7. For similar reasons, other painful and humiliating methods of execution are also unlawful under the Covenant. Failure to provide individuals on death row with timely notification about the date of their execution constitutes, as a rule, a form of ill-treatment, which renders the subsequent execution contrary to article 7 of the Covenant. …（以下略）…

40. 死刑を廃止していない締約国は、特定の死刑執行方法を禁止している規

約第7条を遵守しなければならない。第7条を遵守しないと、必然的に死刑執行が恣意的なものとなり、第6条にも違反することになる。委員会はすでに、石打ちの刑、未検証の致死性薬物の注射、ガス室、焼き殺し、生き埋め、公開処刑が第7条に違反すると見解を示している。同様の理由で、その他の苦痛を与えたり屈辱を与えたりする死刑執行方法も、この規約のもとでは違法である。死刑囚監房にいる個人へ適切な時に処刑日時を知らせないことは、通例、虐待（ill-treatment）の一形態となり、その後の死刑執行は規約第7条に違反となる。…（以下略）…

② 自由権規約委員会一般的意見20（7条・拷問、品位を傷つける取扱い）：甲C5

56. The arbitrary deprivation of life of an individual may cause his or her relatives mental suffering, which could amount to a violation of their own rights under article 7 of the Covenant. Furthermore, even when the deprivation of life is not arbitrary, failure to provide relatives with information on the circumstances of the death of an individual may violate their rights under article 7, as could failure to inform them of the location of the body, and, where the death penalty is applied, of the date on which the State party plans to carry out the death penalty. …（以下略）…

56. 個人の生命を恣意的に剥奪することは、彼／彼女の親族に精神的苦痛を与え、規約第7条のもとで、その人たち自身の権利の侵害になりうる。さらには、生命の剥奪が恣意的ではない場合でさえも、死刑が適用される場所、死刑を執行する予定の日時、遺体の置かれる場所の情報が与えられないといった、個人の死亡の状況に関する情報を親族に提供しないことは、規約第7条の違反となる可能性がある。…（以下略）…

③ 自由権委員会一般的意見 2 1 (10 条・自由を奪われた者の取扱い) : 甲 C 6

2. Article 10, paragraph 1, of the International Covenant on Civil and Political Rights applies to any one deprived of liberty under the laws and authority of the State who is held in prisons, hospitals - particularly psychiatric hospitals - detention camps or correctional institutions or elsewhere. States parties should ensure that the principle stipulated therein is observed in all institutions and establishments within their jurisdiction where persons are being held.

3. … (中略) …not only may persons deprived of their liberty not be subjected to treatment that is contrary to article 7, including medical or scientific experimentation, but neither may they be subjected to any hardship or constraint other than that resulting from the deprivation of liberty; respect for the dignity of such persons must be guaranteed under the same conditions as for that of free persons. Persons deprived of their liberty enjoy all the rights set forth in the Covenant, subject to the restrictions that are unavoidable in a closed environment.

4. Treating all persons deprived of their liberty with humanity and with respect for their dignity is a fundamental and universally applicable rule. Consequently, the application of this rule, as a minimum, cannot be dependent on the material resources available in the State party. This rule must be applied without distinction of any kind, such as race, colour, sex, language, religion, political or other opinion, national or social origin, property, birth or other status.

2. 第10条第1項は、刑務所・病院、特に精神病院・拘置施設・矯正施設、又はそれ以外の場所で拘禁され、締約国の法律と権威の下で自由を剥奪されているいかなる者にも適用される。締約国はこの条文に規定された原理が、その管轄下であり、拘禁者が拘禁されているすべての施設で遵守されるよう確保すべきである。

3. …（中略）…自由を奪われている人々は、医学的・科学的実験を含む第7条に違反する取扱いに服さなくてよいだけでなく、自由の剥奪から生ずる以外の苦しみや圧迫にも服する必要はない。このような人々の尊厳に対する尊重は、自由な人の尊厳に対するのと同一条件下で保証されなければならない。自由を剥奪された人々は、閉鎖された環境ゆえに避けえない条件は別として、本規約に規定するすべての権利を享有する。

4. 自由を奪われたすべての人々を人道的に、その尊厳に対する尊敬をもって扱うことは、基本的か普遍的かつ適用し得る原則である。それ故、この原則の適用は、少なくとも締約国で得られる物質的資源と関係しない。この原則は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見、その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生、又は他の地位等のいかなる理由による差別もなしに適用されなければならない。

（2）個人通報申立事件に対する見解

自由権規約委員会は、個人通報事件でも、以下の判断を示している。

・ Johnson v. Jamaica (CCPR/C/56/D/588/1994)

拘留においてやむを得ない状況があったことが立証されなければ、その拘禁は規約違反を構成する可能性がある。

・ Brown v. Jamaica (CCPR/C/65/D/775/1997)

申立人の主張が立証されている限りにおいて、その主張に十分な重みを与えられなければならない。

・ Eshonov v. Uzbekistan (CCPR/C/99/D/1225/2003)

死亡した被拘留者の父親である申立人に、息子の死の状況が知らされないことについて、これによって引き起こされた継続的な苦悩と精神的ストレスを理解し、申立人に対するこの非人道的な扱いは、人権侵害にあたると思う。

・ Kovaleva and Kozyar v. Belarus (CCPR/C/106/D/2120/2011)

死刑執行日と埋葬場所を完全に秘密にし、死刑囚の家族の宗教的信念と慣習に従って埋葬するための遺体の引き渡しを拒否することは、家族を意図的に不安と精神的苦痛の状態に置くことで、家族を脅迫または懲罰する効果がある。

(3) 小括

以上の自由権規約委員会の一般的意見、個人通報事件の解釈や判断からいえることは、死刑確定者について、「適切な時に処刑日時を知らせないことは、通例、虐待となり、その後の死刑執行は自由権規約違反となる」ということである。

「即日告知・即日執行」が、「適切な時」の告知といえないことは明らかである。上記運用は、国際人権規約6条、7条、10条に違反するのである。

4 法規範としての自由権規約と日本への拘束性

(1) 条約の批准（受け入れ）と国家拘束性

条約は、その締約国が条約に拘束されることについて同意して受け入れる（批准）。条約の批准手続きには国会（立法府）の承認が必要とされている（憲法73条3号）。国民の代表で構成される国会によって、条約の審査・承認がされることにより、条約は国内においてもその民主的正当性が保障されるのである。

ところで、条約に関する国際法の規則（条約の成立、効力、解釈方法等）を定めた条約というものが存在する。これが、条約法に関するウィーン条約（以下「条約法条約」という）である。

この条約法条約前文では、自由意思による同意の原則、信義誠実の原則と並んで、「合意は守られなければならない」の原則が普遍的な基本原理であることが確認されている。この原則は、国際法の公理である（甲C7・304～305頁）。

発効した条約は、かかる基本原理に従って当事国を拘束し、当事国はこれを誠実に履行する義務を負う（条約法条約26条）。また、条約義務を免れる根拠として自国の国内法を援用し得ない（同27条：甲C8・パラグラフ4）。このことは、国際判例でも十分に確立しており、常設国際司法裁判所（P C I J）は、「国際義務の範囲を制限するために自国の立法に依拠し得ないことは确实である」と述べている（甲C7・305頁）。

（2）自由権規約の国家拘束性

自由権規約も、国会による承認を経て、批准されたものであるから、自由権規約の締約国である日本は、自由権規約に記載された権利義務を守らなければならない（条約法条約前文、26条）。

自由権規約2条1項には、自由権規約の締約国は、規約に規定された権利を「領域内にある全ての個人に対して尊重し及び確保する」義務を負うと定められている（2条1項）。すなわち、自由権規約の締約国は、締約国となったときから、直ちに、自由権規約に規定されているすべての人権の実現を確保すべき法的義務を負うのである。そして、この義務は、条約法条約26条の原則に従い、誠実に履行されなければならない（甲C8・パラグラフ3）。

なお、自由権規約上の義務を履行すべきは、中央政府に限定される

のではない。自由権規約の義務は（第2条は特に）、締約国を全体として拘束する。これは行政のみならず、立法、司法、地方機関等のすべての公的機関を拘束する（甲C8・パラグラフ4）のであって、裁判所とて例外ではない。

そして、前記した自由権規約の国際的な履行確保の制度及びその制度を日本政府が受け入れていることからすれば、自由権規約の解釈は国際基準（自由権規約委員会の示す解釈）によってなされなければならないのであって、日本の裁判所がこれを無視して勝手に解釈することは許されないのである。

（3）日本における国内法としての自由権規約

ア 自由権規約の国内的効力

日本も自由権規約を批准したのであるから、当然国家として自由権規約に拘束される。もっとも、政府が締結した条約をどのように国内法に編入するかについては、各国の憲法の定めるところに委ねられている。

日本では、すべての実質的意味の条約に国会の承認が必要とされていること（憲法73条3号）、承認された条約は天皇が自動的に公布すること（同7条1号）及び、条約及び確立された国際法規の遵守義務をうたっていること（同98条2項）から、条約は原則として特別の立法措置を要せずに、公布により直ちに国内法として受容され国内法的効力を有する（一般的受容方式）とされている。

したがって、自由権規約は、批准後、国内において発効したその日から、国内法的効力を有している。これに対して、社会権規約の場合には、社会保障受給権のように権利の実現のためには予算的措置や法律上の根拠が必要とされるところから、個人に具体的な権利を付与するというよりは、国が権利の実現に向けて最善の努力をする義務を定

めたものであると解されている（いわゆる「漸進的实施」）。

イ 自由権規約の国内法上の地位

条約にいかなる国内法上の地位を認めるかは、基本的には各国の憲法において条約及び国際法をどのように位置づけているかに委ねられている。日本の場合は、憲法98条2項において「条約および確立された国際法規は誠実に遵守する」と定められていることから、条約は、一般の法律よりは上位に位置すると解されている。これは、憲法学上の通説であり、日本政府の見解でもある。

そうすると、条約に違反する法律以下の国内法は、論理的には無効であるか又は改廃されなければならないことになる。

ウ 自由権規約の裁判規範性

条約が国内法的効力を有するとしても、それが直接に適用されるか否か、あるいは、立法その他の措置を要して初めて適用（実現）されるか否かについては、条約の直接適用可能性の問題として議論される（なお、条約の「自動執行性」とか「自力執行性」という文言が、直接適用性とほぼ同じ意義で用いられることがある。）。

自由権規約は、その文言自体が、個人を権利主体としてとらえているのであるから、自由権規約20条2項（「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的または宗教的憎悪の衝動は、法律で禁止する」）のように、立法府に対して法律の制定義務を課していると思われる規定のような例外を除いては、規約の直接適用が可能であり、裁判規範性を有するとされている（甲C9・2頁）。

そして、日本国政府も、自由権規約40条に基づき、1980年（昭和55年）10月24日に自由権規約委員会に対して提出した第1回政府報告書及びその審査会期である自由権規約委員会第12会期で

の審査の際の政府代表の回答において、次のように述べ、規約の国内法に対する優位性を認めるとともに、規約の直接適用性を認めている（甲C9・2頁）。

日本では、条約は通常の内国法に変型されるのではない。しかし、実務において、条約はずっと以前から、日本の法制の一部を構成すると解されてきており、それに相応する効力を与えられてきた。換言すると、行政と司法当局は、条約の規定を遵守し、その遵守を保障してきたのである。条約は、国内法より高い地位を占めると解されている。このことは、裁判所により条約に合致しないと判断された国内法は、無効とされるか改正されなければならないことを意味する。このようなことになると大変困るので、政府と国会は、批准の対象となっている条約を十分慎重に詳細に調べあげ、これら条約と現存の内国法との間にくい違いのないことを確認するのである。（甲C10・86頁）

エ 直接適用性、法律優位性が裁判で認められていること

これまでも多数の裁判例で、自由権規約の直接適用性、法律優位性は、認められている。

a 自由権規約を直接適用し、法律に優位する効力を認めた裁判例

自由権規約を直接適用し、法律に優位する効力を認めた裁判例として、受刑者接見妨害国家賠償請求事件及び指紋押捺拒否事件の裁判所は次のように判示した。

(a) 受刑者接見妨害国家賠償請求事件 高松高判（平成9年11月25日判時1653号117頁）徳島地判（平成8年3月15日判時

1597号115頁・判タ997号65頁)

憲法98条2項は、「日本国が締結した条約及び確立した国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定するが、これはわが国において、条約は批准・公布によりそのまま国法の一形式として受け入れられ、特段の立法措置を待つまでもなく国内法関係に適用され、かつ、条約が一般の法律に優位する効力を有することを定めているものと解される。もっとも、わが国が締結した条約の全てが右の効力を有するものではなく、その条約が締結した一般的な原則あるいは政治的な義務の宣言にとどまるものであるような場合は、それを具体化する立法措置が当然に必要となる。ところで、B規約は、自由権的な基本権を内容とし、当該権利が人類社会すべての構成員によって享受されるべきであるとの考え方に立脚し、個人を主体として当該権利が保障されるという規定形式からすれば、これが抽象的・一般的な原則等の宣言にとどまるものとは解されず、従って、国内法としての直接的効力、しかも法律に優位する効力を有するものというべきである。

(b) 指紋押捺拒否事件（大阪高判平成6年10月28日判時1513号17頁）

（自由権規約の規定は、）その内容に鑑みると、原則として自力執行的性格を有し、国内での直接適用が可能であると解せられるから、（自由権）規約に抵触する国内法はその効力を否定されることになる。

b 自由権規約に言及、援用して、法令違反を認めた最高裁判例

最高裁判所が、違憲判断を導く際に自由権規約をはじめとする国際人権法に依拠したと考えられる判例として次の各事件があげられる。

(a) 国籍法3条違憲判決（最高裁大法廷判決平成20年6月4日 民集62巻6号1367頁）

・・・諸外国においては、非嫡出子に対する法的な差別的取扱いを解消する方向にあることがうかがわれ、我が国が批准した市民的及び政治的権利に関する国際規約及び児童の権利に関する条約にも、児童が出生によっていかなる差別も受けないとする趣旨の規定が存する。さらに、国籍法3条1項の規定が設けられた後、自国民である父の非嫡出子について準正を国籍取得の要件としていた多くの国において、今日までに、認知等により自国民との父子関係の成立が認められた場合にはそれだけで自国籍の取得を認める旨の法改正が行われている。以上のような我が国を取り巻く国内的、国際的な社会的環境等の変化に照らしてみると、準正を出生後における届出による日本国籍取得の要件としておくことについて、前記の立法目的との間に合理的関連性を見いだすことがもはや難しくなっているというべきである。

これは、最高裁判所が、自由権規約及び児童の権利条約にも児童が出生によっていかなる差別も受けないとする趣旨の規定が存することに言及した上で、諸外国における立法改正の動向にも配慮して違憲判断を示した事例である。

(b) 非嫡出子相続分違憲判決（最高裁判所大法廷判決平成25年9月4日 民集67巻6号1320頁）

これらの条約（自由権規約及び児童の権利条約）には、児童が出生によっていかなる差別も受けない旨の規定が設けられている。また、国際連合の関連組織として、前者の条約に基づき自由権規約委員会が、後者の条約に基づき児童の権利委員会が設置されており、これらの委員会は、上記各条約の履行状況等につき、締約国に対し、意見の表明、勧告等を行うことができるものとされている。

我が国の嫡出でない子に関する上記各条約の履行状況等については、平成5年に自由権規約委員会が、包括的に嫡出でない子に関する差別的規定の削除を勧告し、その後、上記各委員会が、具体的に本件規定を含む国籍、戸籍及び相続における差別的規定を問題にして、懸念の表明、法改正の勧告等を繰り返してきた。最近でも、平成22年に、児童の権利委員会が、本件規定の存在を懸念する旨の見解を改めて示している。

これは、最高裁判所が、自由権規約委員会及び児童の権利委員会による見解にも言及したうえで、民法900条4項の規定が憲法14条に反し、違憲無効であるとした事例である。

5 自由権規約の効力と「即日告知・即日執行」の自由権規約違反

以上のとおり、人権は国際的に共通でなければならず、そのためには、人権保障（解釈）を各国に委ねることはできない。この人権に関する共通理解を土台として、人権を国際的に保障、実施する制度が各人権条約に規定されているのである。そして、自由権規約は、人権を国際的に保障しようとする潮流から、締約国を法的に拘束するために採択され、日本国もこれを国会の承認の下に批准した。

そして、自由権規約は、日本国憲法の下で、その文言上も性質上も直接適用性を有し、条約として法的地位は法律より上位であり、自由権規約に反する法律は、無効とされるか、これに適合するように解釈されなければならない。自由権規約に反する法律はその限りで効力が否定されることは、確立された裁判例である。ましてや、本件で問題となっているのは法律上の根拠もない行政運用であり、国際人権規約に違反してこのような運用をすることはできない。

また、前述のとおり、自由権規約の解釈については、自由権規約委員会の示す見解、一般的意見が重要な指針となる。人権の国際的保障の観点から、自由権規約の解釈は、国際的に統一的に解釈されなければならない。日本の裁判所が、自由権規約委員会の示す見解、一般的意見と異なる独自の解釈判断を行うことはできないのである。

6 自由権規約委員会による日本の報告書審査への意見と改善

自由権規約委員会の前記の自由権規約6条、7条、10条の解釈では、「即日告知・即日執行」の行政運用は、これに違反する。

自由権規約では、批准した各国から定期的に報告書の提出を求め、審査をしている。これは各国の人権状況を把握し、改善を求める有力な手段となっている。

日本も例外ではない。

(1) 1993年の第3回日本政府報告審査への自由権委員会の総括所見（甲C11・パラグラフ12）

12. … (中略) …there are matters of concern relating to conditions of detainees. In particular, the Committee finds that the undue restrictions on visits and correspondence, and **the failure of**

notification of executions to the family are incompatible with the Covenant.

12. …（中略）…被拘禁者の状況に関して懸念すべき事柄が存在する。当委員会は、特に、面会や通信に対する不当な制限や、**家族に対して処刑を通知しないことは、規約と相入れない**、と考えるものである。

(2) 1998年の第4回日本政府報告審査への自由権委員会の総括所見（甲C12・パラグラフ21）

21. The Committee remains seriously concerned at the conditions under which persons are held on death row. In particular, the Committee finds that the undue restrictions on visits and correspondence and **the failure to notify the family and lawyers of the prisoners on death row of their execution are incompatible with the Covenant.** The Committee recommends that the conditions of detention on death row be made humane in accordance with articles 7 and 10, paragraph 1, of the Covenant.

委員会は、死刑確定者の拘禁状態について、引き続き深刻な懸念を有する。特に、委員会は、面会及び通信の不当な制限並びに**死刑確定者の家族及び弁護士に執行の通知を行わないことは、規約に適合しないと認める**。委員会は、死刑確定者の拘禁状態が、規約第7条、第10条1に従い、人道的なものとされることを勧告する。

(3) 2006年の第5回日本政府報告審査への自由権委員会の総括所見（甲C13・パラグラフ16）

16. …（中略）…the Committee reiterates its concern that …（中略）…

death row inmates …(中略)…are executed without prior notice before the day of execution… (中略) … (arts. 6, 7 and 10)

… (中略) …The State party should also ensure that inmates on death row and their families are given reasonable advance notice of the scheduled date and time of the execution, with a view to reducing the psychological suffering caused by the lack of opportunity to prepare themselves for this event. … (以下略) …

16. 委員会は、… (中略) …死刑執行の日に先立って事前告知されることなく処刑され… (中略) …る例があることに懸念を有する。… (中略) … (規約6条, 7条及び10条)。

… (中略) …締約国は、死刑執行に自ら備える機会がないことにより被る精神的苦痛を軽減するために、死刑確定者及びその家族に、予定されている死刑執行の日時について合理的な事前の告知が与えられることも確保すべきである。… (略) …

(4) 2014年の第6回日本政府報告審査への自由権委員会の総括所見 (甲C14・パラグラフ13)

13. The Committee remains concerned … (中略) …that neither the inmates nor their families are given prior notice of the day of execution.

… (中略) …(arts. 2, 6, 7, 9 and 14).

The State party should:

((a)および(c)以下略)

(b) Ensure that the death row regime does not amount to cruel, inhuman or degrading treatment or punishment by giving reasonable advance notice of the scheduled date and time of execution to death row inmates and

their families and refraining from imposing solitary confinement on death row prisoners except in the most exceptional circumstances and for strictly limited periods;

13. 委員会は、…（中略）…死刑確定者もその家族も事前に死刑執行日の告知を受けていないことについて、依然として懸念を有する。…（中略）…（第2条、第6条、第7条、第9条及び第14条）。

締約国は、下記の行動をとるべきである。

(a) （略）

(b) 死刑確定者とその家族に対して、死刑執行の予定される日時を合理的な余裕をもって事前告知することによって、また、死刑確定者に対して、最大限の例外的な事情があつて、かつ、厳格に制限された期間である場合を除き、独居拘禁を科さないことによって、死刑確定者の収容体制が残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰とならないことを確保すること。

(c) 以下略

以上のように、日本は自由権委員会から、死刑執行について「死刑執行の日に先立って事前告知されることなく処刑され」ること（第5回審査）、「確定者とその家族に対して、死刑執行の予定される日時を合理的な余裕をもって事前告知することによって、……死刑確定者の収容体制が残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰とならないことを確保すること。」（第6回審査）との意見をのべられ、繰り返し改善を勧告されている。

被告国の死刑の運用である「則日告知・即日執行」が自由権規約6条、7条、10条に違反することは明らかである。

第6 即日告知・即日執行は人間の尊厳を損なう違法がある（違法理由その3）

1 人間の尊厳とは

1945年（昭和20年）の国連憲章は、前文で「人間の尊厳及び価値」を「あらためて確認し」、1949年世界人権宣言の前文も、それを再確認している。

これを規範化した自由権規約も第7条で「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。」と人間の尊厳の保障を具体的に定めている。

また、自由権規約10条は、「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。」と定めている。

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。」と定めている。これは国際人権の基準（国連憲章や世界人権宣言）を踏まえた憲法上の保障なのである。

2 人間の尊厳を保ったまま死ぬこと

死刑執行が決定されると、死が現実性をもって死刑確定者に迫ってくる。末期の重症患者も「余命が宣告」されると同様である。

死刑確定者と末期の重症患者とは、「自由を拘束されている点」を除けば、置かれた状況は基本的に同じである。

死刑確定者にとっては、それまでの死刑判決による「死刑」と、現実に死刑執行期日が決まった段階の「死刑」とはまったくちがう。死が現実性をもって迫ってくる。

末期の重症患者も同じで、たとえば「ガンに罹患し死亡する可能性がある」と告知（宣告）されるのと、「余命3か月」などと死期を具体的に告知（宣告）されるのでは、まったく違う。

その意味で、死刑執行を決定されてそれを告知される死刑確定者

と、余命を告知（宣告）された末期の重症患者は、同じ立場に立っている。

では、末期患者の人権が保障されるということはどういうことか。

死の瞬間まで、尊厳ある自律的主体として過ごすことが、「人間の尊厳を保ったまま死ぬこと」（尊厳ある死）の一つの形であろう。

これを可能とするのが「死の受容」である。これは一連のプロセスとして理解されている。

3 死の受容

医療の世界では、余命を告知（宣告）された末期の重症患者がどのような心理状態をたどるのか、以下のとおりの研究がなされている。

（１）「死の受容」まで

自分の死を告げられた者は、どのような心理経過をとるか。

人が死を受け入れるまでの心の変化を調べた先駆者がアメリカの精神科医エリザベス・キューブラー・ロス（E.Kubler-Ross、1926～2004）である。キューブラー・ロスは200人の末期がん患者にインタビューを行い、死を間近にした人の心がどのように変化していくのかを調べた（甲D1）。

これによると第1段階から第5段階までの経過をたどる。

第1段階 否認

自分に死が間近に迫っていると知ると、ほとんどの人が「違う！それは間違ってる！」と事実を否認する。「否認」は受け入れがたい事実に対する健康な対処方法であり、予期しないショックな知らせに対する緩衝装置として働く。

（甲D1・68頁以下）

第2段階 怒り

怒りのステージでは、「違う！」という反応から、「どうして私なんだ！」という反応に変わる。

(甲D1・88頁以下)

第3段階 取引

取り引きのステージでは、運命や神様などに対して、「良い行いをするので、寿命を伸ばしてください！」と取引を行う。

(甲D1・140頁以下)

第4段階 抑うつ

抑うつのステージでは、身体や容姿の変化などから病気や迫りくる死を間近に感じ、喪失感や絶望感をおぼえ、抑うつ状態となる。

これには2つあり、

その一つは、過酷な現実に対する「反応抑うつ」である。反応抑うつは変化を受け入れられたり、非現実的な見方を修正できれば安定していく。

もう一つが、患者が世界との決別を覚悟するために経験する「準備抑うつ」である。「準備抑うつ」はいわば、患者の愛の対象すべてに対する喪失への心の準備である。

(甲D1号証・146頁以下)

第5段階 受容

突然の予期しない死ではなく、十分な時間があり、「否認」「怒り」「取り引き」「抑うつ」の段階を経てきた患者は、自分の運命について、抑うつも怒りもないステージに至る。

それまでの心理的な苦痛との戦いを終え、やがて訪れる死という現実を次第に受け入れるようになる。

(甲D1・192頁以下)

前記のとおり、法務省は、死刑執行の告知は、執行当日の2時間前にしている。執行の2時間前に告知されて、死刑確定者が自分の「死」を「受容」することは不可能である。「執行の2時間前の告知」では、死刑執行における死刑確定者の状態は、前記の心理過程から第1段階の「否認」、せいぜい第2段階の「怒り」の過程に留まるであろう。

(2) 終末期の権利

死期を宣告された末期患者には、「終末期の権利」が認められる。

「終末期の権利」とは、死と向き合い、死を受容し、死に備える利益を保障するものである。これは、一般社会では、医療水準となっている。患者は、死の瞬間まで社会的存在として尊重される。

死が目前に迫った者にとって、残された時間（余命）をどう過ごすかが極めて重要となることは、よく知られている。例えば、家族に別れを告げ、人生を振り返るなど余命享受の利益は広く認められているところである。

この考え方が端的に現れたのが、いわゆる癌告知の問題である。

1990年頃までは、医師の裁量を根拠に、患者本人に癌であることや余命を告げないという医療慣行が一般的であった。しかし、患者の権利論の高まり等によって、たとえ癌であっても病名と余命を告知することが求められるようになり、やがてこれが医療現場に定着した。すなわち、「『告げるか、告げないか』という議論をする段階ではもはやなく、『如何に事実を伝え、その後どのように患者に対応し援助していくか』という告知の質を考えていく時期」なのである（甲D2・123頁）。

したがって、充実した余命を過ごすためには、病名と余命の告知は不可欠である。そこでは、どのように死を迎えるかについて希望を表明する機会を保障することで、最期まで本人の生き方を尊重すべきことの重要性が謳われている。

上述のとおり、一般に、余命を告知された者は、ただちにそれを受け止めることはできないと言われる。自己の死を受容する中で、残された時間をどう過ごすかを考えるのである。（甲D1）。

以上のことから、死が不可逆的に迫った時点で、そのことを知ることが、尊厳ある人生の最期を迎えるためには重要であると言える。

(3) 死刑確定者には終末期の権利はないのか

翻って、死刑確定者への告知はどうだろうか。死刑の執行日時をその2時間前に告げる「即日告知・即日執行」の行政運用は、あたかも末期患者が「あなたの余命はあと2時間です」と告げられるようなものであり、1990年代までの医療慣行にさえ及ばない。執行日時を執行数時間前に知らされたのでは、死刑確定者は、尊厳をもって死を迎えることはできないであろう。一般社会において、癌の告知が、いつ、どこで、誰が、どのようにして行うかを慎重に検討した上でなすべきとされていることと対比すると「雲泥の差」がある。

死刑確定者と末期患者は、死刑確定者が「自由を拘束されている点」では異なる。しかし、このことは、尊厳をもって死に至るまで生きる権利の保障に差を生じさせるものではない。人間であることに変わりはないのである。

4 「死の受容」からみて「即日告知・即日執行」は、死刑存置論（存在意義）の考え方からも相容れない

死刑存置論からは、以下の見解が述べられている。

- ① 極限的重罪に関しては死ぬことこそが償いであり、それ以外に償いの方法はない。死刑囚が自分の犯した罪と向き合い、悔い改め、死を受け入れる心境にあれば、それこそが最高の償いになると考える。

(甲D3・193頁)

- ② 日本の法務大臣であった森山真弓は2002年5月の「欧州評議会オブザーバー国における司法と人権」という国際会合で、

我が国では大きな過ちを犯した人が大変申し訳ないと言う強い謝罪の気持ちを表す時に、「死んでお詫びをする」という表現をよく使うのです。この慣用句には我が国独特の罪悪に対する感覚が現れているのではないかと考えられます。

と述べている（甲D4・2頁）。

（この発言は、欧州評議会から、死刑の問題を文化の問題とするのはおかしい」「文化だからという理由で死刑を正当化することはできない」と批判されている－甲D4・2頁）

前記のとおり、死刑執行1、2時間前に、自らの死の時期を告知された死刑確定者は、第1段階の「否認」第2段階の「怒り」の中に入り、「死刑囚が自分の犯した罪と向き合い、悔い改め、死を受け入れる心境になるはずもないし」、「それこそが最高の償い」になるものでもない。また「死んでお詫びをする」という心境になることもない。

現在の、執行当日の死刑告知は、死刑存置論（存在意義）の考え方からも相容れないのである。死刑確定者が、このような「悔い改め」や「償い」の心境になるとしたら、第5段階の自らの死を受容できる段階に達しないと無理である。だからこそ、死の「受容」までの時間（事前告知）が必要なのである。

5 アメリカ合衆国の死刑告知と執行

「即日告知・即日執行」は「人間の尊厳」を損なうものであることは死刑存置国のアメリカ合衆国の死刑存置州において、死刑告知を事前に告げられることから明らかになっている。

（1）アメリカ合衆国の死刑存置州の告知の状況

死刑を存置している有力な国はアメリカ合衆国である（現在50州中、23州が廃止、外にワシントンDCが廃止、26州と連邦と軍が死刑存置している。但し26州のうち3州が執行停止中）。そして、アメリカ合衆国では、すべての存置州で事前告知があたりまえであり、日本のような「即日告知・即日執行」をしている州はない。

「事前告知」は人権のグローバルスタンダードなのである。

キャロル・S・スタイカー教授（ハーバード大学教授）、ジョーダン・M・スタイカー教授（テキサス大学教授）は、「死刑と憲法的規制—アメリカと日本の比較」（甲D5 - 以下「スタイカー論文」という。）で以下のとおり述べている。

5 死刑執行日の設定と死刑確定者への告知

.....

すべてのアメリカの死刑存置州には、執行の予定日を決定する手続きがある。執行の日時は少なくとも執行の30日から90日前までには決まっていなければならない。確定者の弁護人は、残された論点についての判断が必要であれば、執行の予定日を争う機会を与えられる。公開のウェブサイト（死刑情報センターによって管理）には全国で予定されている執行予定者のリストが掲載されている。その一部については3年から4年も前に執行の日時が決まっている。テキサス州などの一部の州では、確定者やその弁護人に執行予定日を迅速に知らせない場合、執行取消の理由となる。

つまり、アメリカにおいて主流な運用は、執行が差し迫っていることを確定者とその弁護人に告知するというものである。告知なく執行が命じられた場合、裁判所はそのような命令が連邦憲法第5修正・第14修正の適正手続条項に違反し、第8条修正の「残虐で異

常な」刑罰の禁止にも違反するとして、執行を拒絶するだろう。確定者とその家族が面会して周辺を整理することにもつながる。告知によって、予測不可能でいつ行われるかも分からない執行がもたらす、不必要な不安や残酷な状況を回避することもできる。（甲D5・100頁）

古川原明子龍谷大学教授の研究(原告ら代理人の照会(甲D6-1)の回答(甲D6-2)によれば、

アメリカ合衆国の連邦政府においては、遅くとも20日前に告知され、ノースカロライナ州においては、15日以上120日以内に告知される(3頁)。

オクラホマ州においては、後記の様々な書類とともに、35日前に告知される(5頁)。

(2) 事前告知の理由

スタイカー論文では、事前告知の理由を以下のとおり述べている。

アメリカの初期の実務では死刑が宗教上の救済という観点に根付いたものであったり、伝統的に執行前に「最後の食事」を与えるというものであった。その中で、連邦最高裁は、19世紀には、確定者への告知なき執行は、不必要に残酷であると判断し、告知なき執行を定めた法改正を違憲と判断している(甲D5・99頁)。

今日では、死刑確定者への告知には、宗教上の理由や残虐性への懸念以外の他の目的もある。第1に、確定者への告知によって執行が差し迫らなければできない訴訟や異議申立てが可能になる。たとえば、死刑確定者の受刑能力や執行プロトコル(薬物注射に用いる予定の特定の薬物)に対する異議申立等である。

アメリカでは、執行の際、死刑確定者は自らの執行について理解していなければならない、執行の日取りが決まると当該確定者の執行間際の精神状態を評価する手続が開始される。また、執行の予定が決まると、恩赦手続が進められることになる。確定者が恩赦の理由を提示し、申立てについて十分考慮するための時間を行政府に与えられなければならない。・・・さらに、執行の日時を決めることで、確定者の家族、被害者の家族、そしてメディアなど、執行に例外的に立ち会うことができる人々の出席が可能となる。（甲D5号証・99、100頁）

このように、死刑確定者が執行の事前告知を受けることは、人間の尊厳（人間的扱いをすること）を保障することであり、死刑確定者の権利なのである。これこそが存置国における人権のグローバルスタンダードなのである。

（3）具体的な死刑執行までの手順（オクラホマ州の場合）

古川原の回答（甲D6-2）によれば、死刑存置州のオクラホマ州の死刑執行手続は以下のとおりである（6頁）。

VII、執行スケジュール

A、執行日を設定した命令の受領

執行日を設定した命令を受領後、次に記載した職員は、以下の手続を開始しなくてはならない。

1、法務局

a、司法長官に通知する

b、執行日を設定した命令原本を、オクラホマ州刑務所長又はメーブルバセット矯正センター長へ送付する

c、被害者支援チームのコーディネーターに通知し、コーディネーターは、裁判所が執行日を設定する命令を出したことを被害者に通知する

d、本手続 6 B 記載の州政府及び法執機関担当官へ通知する。

2、オクラホマ州矯正局長

a、死刑執行の時間を設定し、オクラホマ州控訴裁判所へ通知する。

…（中略）…

3、オクラホマ州刑務所長又はメーブルバセット矯正センター長

a、死刑執行にかかる職務や施設運営上の影響について、死刑確定者の行動の監視と評価をまとめる。

b、当該死刑確定者に、死刑執行予定日の遅くとも30日前までに「35日前通知書セット」（別紙F-1からF-5）に記入し、所長に渡すように指示する。

c、当該死刑確定者に、オクラホマ州法第22編第1015に基づいて、未成年者の死刑執行への立会いが禁止されていることを通知する。

d、当該死刑確定者が指示した家族に通知する。

e、当該死刑確定者に、オクラホマ州矯正局職員の死刑執行への立会いは認められないことを通知する。

f、当該死刑確定者に、被収容者の死刑執行への立会いは認められないことを通知する。

g、当該死刑確定者に、「財産処分の指示」（DOC 030120B）の見直しと更新を求める。刑務所長は、当該死刑確定者に対し、遅くとも執行14日前までに全ての変更を伝えるよう指示する。当該死刑確定者がなんら指示をなさなかった場合は、その私物及び口座は、「被収容者の財産」（OP-030120）に従って処分される。

h、当該死刑確定者に、遺体からの臓器提供はできないことを通知する。

i、当該死刑確定者の遺体の引き渡しと取り扱いに関する方法をまとめる。

…（中略）…

k、当該死刑確定者に、「最後の食事」（別紙F-5）に記入して最後の食事をリクエストできることを通知する。25ドルを超えない範囲で、このリクエストに応じるための合理的な努力をする。

上記の書類関係は以下のとおりである。

別紙F-1

OP-040301

35日前通知書セット

このセットには、以下の書類が含まれています。

規則と手続きの概要（別紙F-2）

立会人（別紙F-3）

最終日の面会者リスト（別紙F-4）

最後の食事（別紙F-5）

書類全てに記入して、担当者に以下の日までに返却して下さい。

日

刑務所長の承認により、最終決定されます。

被収容者の署名は、このセットの6枚を受け取ったことを証明します。

名前/受刑者番号

日付

刑務所長名

日付

35日セットで、①規則と手続きの概要が交付され、②立会人、③最終日の面会者リスト、④最後の食事の記載が求められている。

ア 規則と手続きの概要

規則と手続き（①）の概要は、以下のとおりである。

別紙F-2

OP-040301

Page 1 of 2

規則と手続きの概要

被収容者名

受刑者番号

私は _____、 _____

の所長です。あなたは殺人により、 _____ に _____ にて、死刑を宣告されました。この面談は、あなたに今日から35日間の規則と手続きを説明し、あなたが受けることのできる特典について話し合うためのものです。この面談終了後、あなたは特別の個室に移され、執行までそこで過ごすこととなります。執行までの期間、この個室において、あなたは刑務官による常時監視下におかれます。

1. 個室から出た場合には、理由の如何を問わず、あなたに手錠をかけ、身体検査を行います。
2. 個室のライトは常時点灯のままです。

3. テレビは個室の中に設置されています。
4. 病気や怪我の場合には、可能であれば個室で処置を行います。
5. 個室に持ち込み可能な私物は以下の通りです。
 - a. 法律関係の資料、宗教関係の資料、それぞれ1立方フィートずつ。
 - b. 安全なインク、紙
 - c. 本もしくは雑誌一冊。毎日交換可能。
 - d. 衛生用品（櫛、携帯サイズの（indigent-sized）液体石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉）。必要な時のみに使用可能です。使用後は直ちに撤去します。
6. あなたが残した私物は、あなたの立会のもとでリスト化され、箱詰めされ、封印されて個室から運び出します。これらは、あなたの刑が執行されるか執行停止となるまで、事務所（personnel office）にて保管されます。処分の手配は、あなたが行う必要があります。
7. 担当者、聖職者、精神サービススタッフ、健康サービススタッフが毎日、あなたに連絡します。施設の聖職者には、執行前の最後の24時間いつでも会うことができます。
8. 身体接触のない面会は、一度に2名まで、定められた期間内に、承認された面会者リストから行うことができます。面会は執行前日の午後9時に終了します。指定された弁護士2名以下と、2時間まで、直接面会ができます。面会は、遅くとも予定された執行の2時間前には終了します。
9. 埋葬の手配は、あなたの家族が行います。当施設は、あなたの家族に、遅くとも執行の2週間前までにこのことを書面でお知らせします。あなたの家族が葬儀場の手配をしない場合は、当州があなたの埋葬に責任を負うことになります。

名前/受刑者番号

日付

刑務所長名

日付

イ 立会人の申告

立会人の申告（②）は以下のとおりである（甲6-2・9頁）。

別紙F-3

OP-040301

立会人

刑務所長の承認を得て、あなたは5名の立会人、近親者、及び/又は友人、並びに2名の宗教的助言者/聖職者を一覧表に記載することができます。18歳未満の者の立会いは認められません。あなたを現在担当している職員、現在収容されている者の立会いは認められません。

	氏名、年齢	住所	電話番号	関係
1				
2				
3				
4				
5				
6				聖職者
7				聖職者

名前/受刑者番号

日付

承認

刑務所長サイン

日付

却下

(R 02/20)

これ以降の手続きも、35日前からカウントダウンするように、詳細に規定されている（甲D6-2・13頁）。

B、施行35日前

1、施設

a、刑務所長もしくは被指名人は、以下の手続きが完了したことを、書面で担当官（agency director）に確認する。

（1）執行令状（Warrant）を死刑確定者に読み上げる。

（2）当該死刑確定者に対して、今後35日間にどのように拘禁条件が変更されるかの概要が、関連する執行プロセスの簡単な説明と共に示す。

（3）当該死刑確定者の病状や病歴から生じる可能性のある必要な配慮や不測の事態を特定するために、その病状を評価する。

…（中略）…

（4）トレーニングやリハーサルで議論して対処できるように、静脈ラインの確保や維持に関する懸念、医療上の便宜や不測の事態に関する懸念や方針を特別作戦チームに伝える。

（5）適切な精神保健職員が、死刑執行の約35日前に、予定されている死刑執行を踏まえて、死刑確定者の精神の安定と健康を評価する。

…（中略）…

（6）当該死刑確定者を、オクラホマ州刑務所（女性の場合には、MBCC）の適切なHユニットの個室に移す。移動前に、当該死刑確定者は、所持品検査、X線検査…等を受けねばならない。その後、新しい洋服と靴を与えられる。

（7）指定された個室は、当該死刑確定者を移す前に、完全に検査される。

…（中略）…

（9）死刑判決が執行される、又は執行停止が出されるまでの期間、職員は当該死刑確定者

の行動や言動の観察記録を作成する。

…

執行14日前には、遺体袋の用意、立会人リストの完成、立会人へのインビテーションなどが用意される。

執行7日前には、施設内での動線の確認や収容房へのアクセス制限などが行われる。

執行24時間前になると、執行準備の最終確認、電話と訪問面会の終了（弁護士等は除く）、リクエストされた最後の食事を死刑確定者が受け取ったことの確認などが行われる。

そして執行12時間前になると、施設への立入制限、通常面会のキャンセル、立会人の引率、報道対応、AED準備など不測の事態への準備が行われる。

（４）小括

このように、オクラホマ州での例であるが、死刑告知から死刑執行まで手続が詳しく決められおり、死刑確定者の権利も明確になっている。

その中では、死刑告知後は特別の立場（別室に移され、特別の処遇となる）におかれるが、立会人、面会や最後の食事など、その取扱いは極めて人間的である。

つまり、人間としての尊厳が尊重されている。

6 死を迎える際の権利

自らの死を受け止め、「人間らしく死までどのように過ごすか」、「どのように死と向き合うか」を考え、何を実行するのかこそが重要なのであり、それを保障することが「人間の尊厳」の保障なのである。

(1) 死ぬまでの準備

死刑確定者は死刑執行が決定されている。その決定された自らの死を受容するためには、残された死までの期間に自らのやりたいこと、やり残したことをし、そして死と向き合うことが必要である。それこそが人間の尊厳の保障なのである。考えられること(すべてではない)は、以下のとおりである。

食べたいものを食べる。

嗜好品(タバコ)などをたしなむ。

楽しいと思うこと、自分のしたいことをする(俳句や短歌をつくる)。

思い残したことをする。

会いたい人(会いたいという人を含む)に会う。

会いたいという被害者があれば、会うこともできる。

連絡をしたい人に手紙を送る。

(2) 自らを振り返ること

死が受容できれば、死刑確定者は、自らの人生を振り返ることもできる。そして、真の反省が生まれる可能性もあるし、少なくとも人生を振り返って後悔することもある。このように、自分の死と向き合えるのである。

(3) 不服申立もできる

また、その期間に、執行に異議があれば不服申立をすることもできる。

これについては、前記のとおりである。

(4) 死後の処理について・・・死んだ後のこと

また、死後の「身のまわり」の処理もできる。

死後の身のまわりの処理については、以下のものが考えられる。

財産処分（贈与・遺贈）、遺言書作成、認知届
臓器提供（移植）・献体
葬儀の仕方
遺骨の引き渡し先の指定

（５）小括

死刑確定者は、死刑を執行される者として、人間として扱われること、「人間の尊厳」を保障されることが、憲法 13 条、そして自由権規約 7 条、10 条によって保障されている。

7 「牛や豚のような屠殺」でなく「人間として尊重され死を迎えること」

2007 年（平成 19 年）10 月 30 日の第 168 回国会・参議院・法務委員会で以下の質疑がなされている（甲 A 5）。

質問者は丸山和也参議院議員、回答者は鳩山邦夫法務大臣、梶木壽法務省矯正局長である。

○丸山和也君 ……それから、私が一番気にしております死刑執行の日時の告知の問題ですね。これは、現在、聞いておりますところによると、告知は死刑が執行される当日の朝、死刑囚に伝えられると。そして、まあ大体午前中ですか、執行されるというふうに聞いておるんですが、これは間違いはないですか。

○政府参考人（梶木壽君） おおむねそのとおりでございます。

○丸山和也君 じゃ、これからは少し法務大臣にもお聞きしたいと思

うんですけれども。私は、やや個人的な所見にもなりますけれども、どのような罪を犯した人であれ、まして最高刑の死刑を言い渡され確定した人であれ、これはもう死刑が執行されるということが確定しているわけですね。恩赦とか再審とか、そういう例外の場合もありますけれども、基本的にはいつかは死刑が執行されると。この人たちが死刑を待つ期間というのが七年六か月も掛かると、平均ですね。この間、そういうことであれば、最初の一か月、二か月、あるいは六か月過ぎようが、一、二年は大丈夫かなと思って、あるいは三年、四年になってくる、五年目に入るとなると、あしたの朝はどうなるのかなと。寝るときに、普通は人間って、まあいずれ死刑になるとなっているけれども、あえずは寝るといことがあっても、明日の朝はどうなるのかと、常にそういう不安におびえて一夜一夜を明かすことになるわけですね。これは、考えてみれば、死刑囚であろうが何であろうが非常に残酷な一つの僕は仕打ちじゃないかと思うんです。結果的にそうになっているんじゃないかと思うんですよ。ですから、やはり死刑囚の人権、死刑囚にも人権があるわけですから、人権ということを考えた場合には、死刑執行日の告知ということについては、是非これまでの考え方を改め、新たな規則を作るなりして告知をやっていたきたいと。しかも、私は少なくとも三か月ぐらいの告知期間は必要だと思いますね。その三か月の間に、できれば、もちろん自分の心の整理をする、あるいは親族等の心の整理も必要だし、あるいは被害者の遺族

の最終的な面会とか、いろんな形での心の整理も必要
でしょうし、何らかのやはりこの猶予期間といいます
か、が是非必要じゃないかと思います。やはり、人間
というのは生をうけていつかは死ぬわけですから
も、それが法律によって絶たれるということに対して、
人間はやっぱり最後の尊厳があると思う。死刑囚にあ
っても尊厳はあると思います。私は、できれば、これ
はもう提案ですけれども、例えば三か月の猶予期間を
与えて、その期間内に死刑囚が自ら執行の日を選択で
きるようなことを考えていただけないかと。これは全
く新しい発想でありますけれども。これはなぜかとい
うと、自分は刑として死刑の執行を受けるわけであり
ますけれども、自分の命を法律によって絶たれること
に対する最後の自分の尊厳の示し方、これが日時の選
択になるんじゃないかと思います。もちろん、それが
選択できない場合はその最終日に執行と、こういう規
定でもいいかと思うんですけれども、そういう、自分
の死を自分である意味で選択するというようなことが
死刑執行制度の中においても実現可能じゃないか
とと思っているんですが、ここらについて検討して
いただけるでしょうか。法務大臣、非常に人間的な、博愛
精神にあふれた法務大臣の御見解をお聞きしたいと
思います。

(甲 A 5 11 頁)

丸山議員は3か月前の告知により「自分の心の整理をする、あるいは
親族等の心の整理も必要だし、あるいは被害者の遺族の最終的な面

会とか、いろんな形での心の整理も必要でしょう」「人間はやっぱり最後の尊厳があると思う。死刑囚にあっても尊厳はあると思います。」
と述べている。丸山議員の質問の趣旨は以下のとおりである。

○丸山和也君　これ、なぜ私が、一見突拍子もないように思えるかもしれないかもしれませんが、やはり再度申し上げたいのは、やはり刑ですから、これ受けるわけで、まあ言葉を悪く言えばやられるわけですよ、これが法的に正当化されているわけですけど。だけど、その中にも自らの決定権というか、自己の尊厳を示す一つのやっぱり僕は手段じゃないかと思って、これはやっぱり人間主義に立脚していると私は思っているんですね。それと、そういう三か月間を設けるかどうかは別にして、告知期間を、告知をしないでいきなりやるということに関しては、国連の拷問禁止委員会からも、非常にこの日本の制度は問題があると指摘されております。例えば、文章で言いますと、死刑確定者及びその家族のプライバシーを尊重する目的とされている、死刑執行時期についての不必要な秘密主義及び恣意性。特に、委員会は、これは拷問禁止委員会ですね、委員会は、死刑確定者が自らの死刑執行について、執行の数時間前にしか通知されないため、死刑確定者及びその家族に、死刑執行の日が不確定な状況が続くことによる心理的重圧が掛かっていることを遺憾にすると、こういうふうに、これはもうくりかえし言われていることだと思うんですけれども。

(甲 A 5 1 2 頁)

これに対して鳩山法務大臣は

○国務大臣（鳩山邦夫君） 今の丸山先生のお話はショッキングでした。というのは、実は、先生から死刑の告知の質問が出るということは聞いておったわけですが、三か月などというような期間だとは思っていなかったんですね。あるいは、ましてその中から日にちを選ばせるなどというお話を聞いて、ショックというのは、非常に強い衝撃を受けまして、そういう考え方もあるなど、率直にそう思います。私は、小学校のときかと思えますけれども、「私は貝になりたい」という日本じゅうがいんとしたあのテレビドラマを、あれは日本でビデオテープというのが初めて使われたドラマだそうで、前半がビデオ、後半は生だったようで、フランキー堺さんから私はテープをもらって、また何度も見させていただいた。あの「私は貝になりたい」のシーンを思い出すわけですね。それこそ、その靴音におびえるような日々、しかし、その靴音が逆に釈放ではないかと期待するような日々。結局、当日の告知で、ワインとチーズか何かで、飲みなさい、食べなさいと言われて、教誨師の指導を受けて死刑が執行される。今でも一番よく思い出すシーンなんですね。もし、それが前の日だったらどうなんだろうと。前の日というか、一日前、二日前に告知されておったら、これはもういたたまれなくて、どうしようもない二日間、三日間を非常に情情的に苦しんで過ごすんではないかなと。そういうふ

うに考えておりましたから、当日告知というのは、心情の安定を害することが、一番懸念が少ないのが当日告知なんだというふうに考えておったんですが、三か月前とか、最後の最後の尊厳として死刑執行日を選ぶなどというお話になりますと、これは非常に衝撃的なことでございますので、よく考えてみたいと思います。

(甲 A 5 1 2 頁)

この質疑で明らかになっているように、死刑確定者であっても人間の尊厳があり、それに見合う期間が設けられ、死の覚悟ができるそのような処遇をうけるべきという丸山議員の言葉は、鳩山法務大臣の胸をうったことになる。

しかし、法務省の「即日告知・即日執行」の行政運用はその後も変わることはなかった。

○丸山和也君　　こういうふうに、これはもう繰り返し言われていることだと思ふんですけれども、やはり、人間というのは、死刑囚であっても、例えは適当かどうか分かりませんが、牛や豚の屠殺じゃないんですから、どこかへ引き出されて屠殺場に連れていかれるという、こういうこととやっぱり格段の差が幾ら死刑囚でもあってもいいんじゃないかということで、私はこれは是非検討していただきたいと、このように思います。

(甲 A 5 1 2 頁)

牛や豚の屠殺場への連行は強制力の行使（暴力）が伴う。死刑確定者が執行の2時間前に告知され、房から引き出され死刑執行場に連行

されるのも同様である。そこには、人間としての尊厳はない。

死刑確定者も「人間である限り」「その尊厳」が保障されるべきなのである。

8 小括

即日告知・即日執行は人間の尊厳を損なう違法がある。

憲法13条、自由権規約が保障する人間の尊厳を損なう違法がある。

第7 原告らの損害賠償請求（慰謝料）

1 被告公務員の義務違反

被告国の「即日告知・即日執行」の行政運用が違法であることは明らかである。

原告らには、死刑執行については受忍義務があるが、「即日告知・即日執行」という違法な死刑執行を受忍しなければならない義務はない。

原告らの死刑執行は、執行指揮検察官の属する大阪地方検察庁の検事正が法務大臣に対し死刑執行に対する上申をなし（刑訴法472条、執行事務規程9条一甲B3）、法務大臣が死刑執行命令を発し（刑訴法475条1項）、執行指揮検察官は、死刑執行指揮書に基づき死刑執行を大阪拘置所所長に指揮する（執行事務規程10条1項一甲B3）。

「即日告知・即日執行」が違法である本件では、大阪地検の検事正、大阪地検の執行指揮検察官、大阪拘置所所長であるこれら公務員は、「死刑確定者に対し即日告知・即日執行による死刑執行をしてはならない」という義務（不作為義務）を負っている。

これら公務員がこの不作為義務に反して、「即日告知・即日執行」の行政運用を維持していることが、原告らに対する不法行為を構成し

ている。

2 事前に執行期日が告げられないことによる恐怖（原告らの侵害利益 その1）

死刑確定者は、執行期日が事前に知らされないため、地獄の日々をおくっている。

（1）免田栄のことば

「近づいてくる刑務官の足音が、どの房の前で止まるか。奥歯をかみしめ、耳を澄ませる。背中に汗がでるのをじっとこらえる。自分でないとわかるまで、体が固まって動かなかった」

1983年に死刑囚として初めて再審無罪を勝ち取った免田栄さん（八二）は、執行がいつあるかわからず過ごした獄中生活をそう振り返る。熊本県で起きた強盗殺人事件の容疑者として逮捕され、一九五二年に最高裁で死亡が確定した後、三〇年以上も死の恐怖と隣り合わせだった。夢でうなされることこそ少なくなったものの、最近まで執行を言渡される場面が夢に出てきたという。

（読売新聞社社会部編「死刑」－甲E2・38頁）

これは、原告らを含む死刑確定者のすべてに共通した体験であり、それが現在でも続いている。

（2）丸山和也参議院議員のことば

五年目に入るとなると、あしたの朝はどうなるのかなど。寝るときに、普通は人間って、まあいずれ死刑になるとなっても取りあえずは寝るといことがあっても、明日の朝はどうなるのかと、常にそういう不安におびえて一夜一夜を明かすことになるわけですね。 これは、考えてみれば、死刑囚であろうが何であ

ろうが非常に残酷な一つの僕は仕打ちじゃないかと思うんですね。

結果的にそうになっているんじゃないかと思うんですよ。

平成19年（2007年）10月30日第168回国会・参議院・法務委員会の丸山和也参議院議員の発言（甲A5 11頁）として、取り上げられている。

しかも、上記法務委員会で、丸山議員がいみじくも述べたように

やはり、人間というのは、死刑囚であっても、・・・牛や豚の屠殺じゃないんですから、どこかへ引き出されて屠殺場に連れていかれるという、こういうこととやっぱり格段の差が幾ら死刑囚でもあってもいいんじゃないか（甲A5 12頁）

という発言に象徴されるような「死刑囚が牛や豚の屠殺のように引き出されて死刑執行台へ連行され絞首刑（首を括られる）されること」も、死刑確定者において周知の事実なのである。

（3）坂口弘死刑確定者のことば

坂口弘死刑確定者は、前記のアンケート（第5－5（2））で、

だが、現行の死刑執行手続は、死刑囚の都合や権利は一切顧みず、あたかも犬や猫を殺処分するようにスピード処刑しています。しかもそれは適正な手続きを踏んでいると公言しています。

と述べている（甲B2・169頁）。

（4）ある刑務官のことば

甲 E 2（死刑 読売新聞社会部）には、

拘置所の勤務経験がある一人の医師は、かつて、死刑囚を処遇する職員がこう話すのを聞いた。「文句ばかり言ってるさい死刑囚は、朝、全く別の用事で呼びつけばいい。執行と勘違いしておとなしくなる。」

という驚くべき発言が紹介されている（甲 E 2・39、40頁）。

（5）小括

まさしく死刑確定者は「犬猫」や「牛豚」の屠殺処分のように、死刑執行（絞首刑）されるという不安におびえて一夜一夜を明かす「死の恐怖と隣り合わせ」の生活を余儀なくされている。原告らには、平穏な生活など望むべくもない。毎日が「恐怖と地獄の生活」をおくっている。

これが、第1の原告らの侵害されている利益である。

3 事前に告知されないことによって失う「ささやかな癒し」

（原告らの侵害利益 その2）

それでは、即日告知・即日執行されないこと、すなわち事前告知によって死刑確定者は何が得られるのか。

（1）事前告知の例（その1、2）

被告国の情報非公開・秘密主義の中で、死刑に関する情報が明らかになることは極めて少ない。しかし、その少ない情報でも、過去に事前告知がなされてきた記録が残されている。

ア 1956年（昭和31年）の大阪拘置所の例（①のケース）

読売新聞社会部編「死刑」（甲E2）では以下の二つの事例が報告されている。その1が、1956年（昭和31年）の大阪拘置所の例である。

「死刑囚『執行前五三時間』の声」。一九五六年四月一三日の読売新聞朝刊・大阪社会面は、大阪拘置所長から恩赦却下を知らされた死刑囚（当時三八歳）が、三日目に死刑を執行されるまでの様子を報じている。拘置所が極秘で録音したテープの中身を紹介したものだ。

その要旨は、次のとおりである。

〈一日目 死刑囚仲間が送別のお茶会を開く。思い出話に続いて、彼へのはなむけの歌が始まる。死刑囚仲間が次々と歌う。所長の音頭で「蛍の光」が合唱される〉

〈二日目 午後一時半から送別俳句会。「喧嘩でもせねば秋夜はやり切れず」など彼の数多い作品が紹介される。俳句会を終えた彼は、（前日に駆けつけた）姉と最後の面会。幸福だった子供のころの思い出、年老いた母親への思慕などを話していると、いつしか時間は午後四時三〇分。「どうかお母さんにもよろしく。執行の時間には、家の窓を開けてお母さんと一緒に大きな声で僕の名前を呼んでくれ」と言い、抱き合って泣いている。保護課長が「もう時間が許しません。どうか姉さんも本人の冥福を祈ってやって下さい」と二人を引き離れた〉

〈三日目 死刑囚全員が集まり、最後の礼拝が行われた。「いよいよ皆さんと別れてきょうは刑場に臨むのでありますが、私はきょう刑場で泣くかもしれないし、腰を抜かすかもしれません。あとで誰かに聞かれたらその姿が本当の私の姿だと思ってください。」彼はあいさつが終わると、居並ぶ死刑囚に、「体に気をつ

けて」「一日も長く生きてくれ」などと握手を交わしてゆく。（残る死刑囚の励ます声、泣き声）

これについては、1956年4月13日の読売新聞朝刊・大阪社会面記事が残されている（甲E3号証）。

イ 平田友三検事の場合（②のケース）

読売新聞の「死刑」のその2が、1975年（昭和50年）6月の大阪拘置所の例である（甲E2・41頁）。

元検事の平田友三弁護士（八二）は一九七五年六月、取り調べを担当して以来、面会や手紙で交流してきた男性死刑囚を大阪拘置所に訪ねた。執行の前日で、男性が会うことを希望したのだという。二人の刑務官の立ち会いの下、取り調べの時のことなどを、ひざを突き合わせて語り合った。男性の好物の握りずしが大皿にたくさん用意されており、それを一緒に食べた。

話は尽きず、二時間余りがあっという間に過ぎた。刑務官が『そろそろ』と切り出すと、男性は立ち上がり、『俺は明日、死刑になるんだ。平田さんと話がしたいんだ』と大声を出した。その後もしばらく続いた面会の最後、男性は『この後、他の死刑囚と懇談する』と笑顔で話したという。

これを平田検事が後日書き留めたのが「花と鳥と雲」である（甲E4）。

（2）事前告知の例（その3）・・・野口善国弁護士（元刑務官）の体験（③のケース）

野口弁護士は朝日新聞2018年（平成30年）8月26日朝刊で「人を殺す 立ち会いで実感」として以下のとおり述べている（甲E5）。

強盗殺人事件で死刑が確定した男の執行に立ち会ったのは、刑務官になって間もない1971年末ごろでした。

当時の東京拘置所は執行の前日、本人に告げていて、電報を受け取った奥さんと親戚が慌てて面会にやってきました。奥さんは泣いてばかりで、男は「責任をとるだけのこと。人間はいずれ死ぬ」と慰めていました。30分ほどの面会の最後、奥さんが「息子の顔があなたに似てきた」とだけ言えたのを思い出します。

翌朝、刑場に付き添いました。所長以下10人ぐらいが並び、所長が「何か思い残すことはないか」と尋ねると男は「お世話になったみなさんと握手したい」と言いました。

それが終わると、別の幹部が「きまりだからそろそろ行くぞ」と。布で目隠しをされ、後ろで手錠されると目の前のカーテンがするすると開き、天井から垂れ下がる縄が現れました。

甲E5号証には、死刑に立ち会った野口弁護士の体験である「死刑は人が人を殺しているという実感」が正直に述べられている。

東京拘置所も、1971年（昭和46年）頃には執行前日に死刑確定者に告知していた。死刑確定者は最後に家族と会うことができ、淡々と死刑執行に臨んでいった状況があった。

（3）事前告知の例（その4）・・・免田栄元死刑確定者が見たこと

免田栄は、再審開始により、1983年（昭和58年）7月に無罪となった死刑確定者である。免田は、1952年（昭和27年）に強

盗殺人として死刑判決が確定し、その後福岡拘置所などに収容された。1979年（昭和54年）に再審開始決定がなされたが、検察側の特別抗告が1980年（昭和55年）12月に棄却されて再審開始決定が確定し、被告人として1983年（昭和58年）に八代拘置所に移監された。

免田は、死刑確定者として、少なくとも1952年（昭和27年）から1980年（昭和55年）12月まで処遇をうけた。死刑確定者の処遇をよく知る立場で、「免田栄 獄中ノート」（甲E6ー以下、「獄中ノート」という。）が書かれている。

死刑確定者の処遇は変遷している。ちなみに、昭和40年代は死刑確定者の処遇にも自由があり、死刑確定者どうしが話ができ、また「カナリア」を房の中で飼うこともできている。

「獄中ノート」では、二つのケースが紹介されている。

ア 1973年（昭和48年）5月11日 二宮邦彦（④のケース）

帰房して冷えた夕食にお湯をかけて食べているところに隣房の二宮君が裏窓から呼ぶ。「長い間ありがとう。先ほどお召しの通知をうけた」といつもと変わらぬ明るい声で言った。口いっぱい飯をくわえている私は思わず喉がつかえて返事に窮したが、やっとな飲み込み確かめた。彼はそれには答えず、「元気で頑張りない。これから整理するから」と窓をしめた。姿が普通でないと思ったが五月の青空には白雲がけわしく走り、合間からきらめく星がさんさんと降っていた。

.....
..

（注 翌日朝）彼は私の房の前に別れに来て「残念です。貴方は

がんばってください」と涙顔で言って去った。（甲E6 126、
127頁）

ここでは、前日夕方に翌日の死刑が告知され、淡々と荷物など整理をして、翌日死刑に臨んでいく死刑確定者の姿がある。

イ 1975年（昭和50年）10月3日 津留静生（⑤のケース）

この頃は処刑の前日夕刻に言渡しをし、本人に身の整理を十分に許し、翌朝九時頃連れ出し、家族との別れの茶会を行い、帰って教誨室で本人の属する宗派教誨師の儀式を受け、残っている死刑囚と別れの挨拶をして刑場に行った。

とされている（甲E6・133頁）。

1975年（昭和50年）頃までは、前記の大阪拘置所よりも短い
が、前日に告知され（事前告知）、家族との面会、そして教誨を受け、
他の死刑確定者との挨拶をした後に執行されていたのである。

（4）事前告知で死刑確定者が得られたもの

これらの①～⑤の各ケースの死刑確定者は、事前告知されることで、
何を得られたのか。

①のケースでは、死刑確定者は、他の死刑確定者とお茶会に参加し
歌を歌うことができ、俳句会で俳句の作品を紹介され、姉に面会で
きて思い出話ができ、死刑確定者全員との別れの機会と、他の死刑確定
者との握手そして激励をうける機会を得ている。

②のケースでは、長く文通していた検察官と握りずしを食べながら
長い時間（2時間）語り合うことができ、その後は他の死刑確定者と
の懇談ができている。

③のケースでは、死刑確定者は、面会にきた妻や親戚と話ができ、

お世話になった看守と握手ができています。

④のケースでは、執行前日に親しかった免田と会話ができ、自分の荷物の整理ができ、執行日には免田に別れのあいさつができています。

⑤のケースでは、身辺整理ができ、家族との別れの茶会ができ、他の死刑確定者に別れの挨拶ができています。

事前告知を受けた死刑確定者は、「ささやか」であるが、このようなことができたのである。これが死に行く死刑確定者にとって、せめてのも「心の癒し」になったことは容易に推察される。

(5) 小括

このような事前告知の例から明らかなように、死に行く死刑確定者にとっての「ささやか」であるが「心の癒し」は、執行2時間前に死刑を告知され、死刑執行場に連行されていく、すなわち「即日告知・即日執行」される死刑確定者には、決して得られないものである。

被告国は、事前告知で得られていた死刑確定者の「ささやかな癒し」を、「心情の安定を損なう」ことを理由に実力で奪い去ってきたのである。

これも、原告ら死刑確定者の侵害される利益である。

4 原告らの損害

(1) 原告らの苦痛の慰謝料 各金1000万円

このように、死刑確定者は、義務なき死刑執行に対して何らなすすべもなく、苦痛に満ちた毎日をおくってきた。その期間は、本件訴え提起時までで、原告Aは 、原告Bは の長きにのぼる。

原告らの苦痛は現在も続いており、被告国が違法な死刑運用を変えるまでは存続する。

被告国のこのような違法な運用は、原告らに対する不法行為であり、

この精神的苦痛を慰謝するには、各原告あたり1000万円を下らない。

(2) 弁護士費用 各100万円

原告らは、弁護士に委任して本訴訟を提起せざるをえなくなったことから、その弁護士費用としての各100万円も、被告国の不法行為による損害である。

(3) 遅延損害金 年3パーセント

(1) (2)の損害につき、民法所定の遅延損害金(年3パーセントの割合)を請求する(国家賠償法4条、民法722条)。

第8 被告国の違法行為と原告らの受忍義務の不存在(公法上の当事者訴訟)

1 被告国の死刑執行の違法性

被告の「即日告知・即日執行」の行政運用が違法であることは明らかである。

死刑確定者は、死刑執行には受忍義務があるが、このような違法な死刑執行を受忍しなければならない義務はない。

原告らは、被告国に対して、違法な「即日告知・即日執行」による死刑執行の受忍義務について、法的に争う権利がある。

2 刑事訴訟法では争えない

最判昭和36年12月5日・民集15巻11号2662頁は「現在の法令による(原告ら代理人注:死刑)執行方法が違法であると主張するのであれば、かかる執行方法を前提とする刑事判決については刑事訴訟法所定の方法によつて争うべく、このことなく・・・行政事件訴訟特例法によつて死刑執行方法を争うのは、結局、実質上において、行

政事件訴訟をもつて刑事判決の取消変更を求めることに帰し、かかる訴訟は許されない」とする。

しかし、本件には当該判示の射程は及ばない。

まず、本件は死刑執行自体を争うのではない。「行政事件訴訟をもつて刑事判決の取消変更を求める」ものではなく、「即日告知・即日執行という死刑執行について受忍義務のないことを確認する」ことを求めるものだからである。

また、後述のとおり、死刑確定者に対する死刑執行告知は、法令上の制度としては存在していないし、その権限の所在も法令上規定されていないため、当該判示の「現在の法令による執行方法が違法であると主張する」場合にも該当しないからである。

さらに、刑事訴訟法502条が定める執行に対する異議申立制度があるが、第4の適正手続違反で詳述したように、死刑確定者に対する「即日告知・即日執行」の行政運用により、死刑確定者は刑訴法の規定では争うことができないからである（「即日告知・即日執行」の行政運用を争うのに、その行政運用自体が権利行使を妨害しているのである。）。

3 死刑確定者に「即日告知・即日執行」受忍義務が存在しないことは、どのように争えるか

死刑確定者に「即日告知・即日執行」受忍義務が存在しないことを争うには、以下のとおり、公法上の法律関係に関する確認の訴え（実質的当事者訴訟）しかないのである。

これについて順次述べていく。

(1) 確認の対象となる権利関係ないし法律上の地位が適切である

原告らに対して死刑が執行される時期は、当然ながら未定である。

しかし、原告らを死刑に処する旨の判決は既に確定しており、かつ、当該判決から既に6カ月（刑訴法475条2項本文）以上経過している。よって、原告らはいつ死刑を執行されてもおかしくない立場にある。なお、原告らが死刑執行以前に、死刑執行以外の原因で死亡する可能性は一応あるものの、日本が死刑制度を合憲として存置していることや刑訴法475条2項の規定に照らすと、このような事態は基本的には想定されていない。

そして、既に述べたように、被告国は、2000年（平成12年）以降、現在に至るまで、一貫して死刑執行日当日に告知をする行政運用をしている（甲A1-2・4頁「11について」）。かつ、被告国は、2013年（平成25年）時点で、この行政運用を変更する予定がないと明言している（甲A2-2・2頁「5から7までについて」）。

よって、原告らが将来死刑を執行されることは確実といえる上、その時まで現在の上記行政運用が変更されるとは考えられず、日本の確固たる死刑執行方針となっている。

将来の原告らに対する死刑執行時においても、現在の即日告知・即日執行の行政運用は変わらない蓋然性が高い。

（2）公法上の義務（不存在）確認の訴え（公法上の当事者訴訟）による外に、救済手段がない

ア 義務付け訴訟（行訴法3条6項）

死刑は、執行指揮検察官の刑事施設の長に対する死刑執行指揮（執行事務規程10条1項-甲B3）処分によって執行される。それゆえ、死刑執行の告知自体は、それを受ける死刑確定者の権利義務を形成し、またはその範囲を確定することがない。告知が処分でない以上、それを義務付けることは不可能である。

よって、被告国に対し、例えば「死刑執行の前日以前に、原告らに

対する死刑執行の告知を義務付ける」ことを求める訴訟は不適法となる。

イ 差止訴訟（行訴法 3 条 7 項）

差止訴訟においては「差止めを求める処分等の法令上の根拠が明らかにされることは必要」（南博方他編『条解 行政事件訴訟法〔第 4 版〕』（平成 26 年・弘文堂）108 頁〔川神裕〕）、「差止めの対象とされる処分を行う権限が当該行政庁にあることも当然の前提」（同 783 頁〔川神裕〕）とされる。

前述のとおり、死刑執行は、次のプロセスを経る。すなわち、執行指揮検察官の属する検察庁の検事正による法務大臣に対する死刑執行上申（執行事務規程 9 条）、法務大臣の執行指揮検察官に対する死刑執行命令（刑訴法 475 条 1 項）、執行指揮検察官の刑事施設の長に対する死刑執行指揮（執行事務規程 10 条 1 項）、現実の死刑の執行である。つまり、死刑確定者に対する死刑執行告知は、法令上の制度としては存在していないし、その権限の所在も法令上規定されていない。

よって、例えば「死刑執行の前日以前に、死刑執行の告知をすることなしに、死刑執行指揮処分をしてはならない」などということを求める差止訴訟は、告知の法令上の根拠及び権限の所在が明らかでないため、不適法となる。

ウ 結論－公法上の当事者訴訟しかない

以上から、公法上の法律関係に関する確認の訴え（行訴法 4 条）による外、原告らには現在の違法な即日告知・即日執行という行政運用から救済されるための訴訟上の手段はない。

よって、原告らは被告国に対して、「即日告知・即日執行」の違法

な行政運用について受忍義務がないことの確認を求める。

4 国家賠償請求との関係

なお、本件の義務不存在（公法上の当事者訴訟）は、基本請求である国家賠償請求（第7）に併合される請求として提起されている。

第9 被告国の死刑の行政運用には理由がないこと

「即日告知・即日執行」の行政運用が、いかに死刑確定者にとって「残酷」なもので、「苦痛」を与えているものかは、前述のとおりである。原告ら死刑確定者は、被告国の「即日告知・即日執行」の運用によって、大きな被害をうけている。ここでは、「即日告知・即日執行」がまったく理由のない行政運用であることを明らかにする。

1 被告国が事前告知をしない理由

被告国が事前告知をしない理由は、「死刑の執行を受ける者の心情の安定を著しく害する等の弊害を回避するため」である。

これは、次の答弁から明らかになっている。

① 2000年（平成12年）6月2日の森喜朗内閣総理大臣の答弁

なお、死刑執行の事実を当日より前に告知することについては、死刑の執行を受ける者の心情の安定を著しく害する等の弊害があり、適切ではないと考えている。（甲A1-2・4頁・11項）。

② 自由権規約委員会への第5回政府報告

130. 死刑確定者本人に対する死刑執行の告知は、執行の当日、執行に先立って行う取扱いとしている。これは、執行の当日より前の日に告知した場合、当該死刑確定者の心情に及ぼす影響が大きく平穏な心情を保ち難いと考えられること等の理由によるものである。

131. . . . 死刑の執行日については、事前に家族を始めとし

て外部の者には知らせない取扱いとしている。これは、死刑確定者の家族等に対し、死刑執行の日時を事前に告知することにより、通知を受けた家族に対し無用の精神的苦痛を与えること、仮に通知を受けた家族との面会が行われ、死刑確定者本人が執行の予定を知った場合には、本人に直接告知した場合と同様、当該死刑確定者の心情に及ぼす影響が大きく平穏な心情を保ち難いと考えられること等の理由によるものである。

(甲C16)。

2 アメリカ合衆国の事前告知と死刑執行

しかし、被告国のいうように、事前告知が死刑確定者の「心情の安定を著しく損なう」ものであれば、他の死刑存置国においても同様の措置がとられているはずである。しかし、そうではない。

前記のとおり、死刑を存置しているアメリカ合衆国の実態(30日から3か月前の事前告知が定められていること)から明らかである。アメリカ合衆国では、存置州(52州中29州と連邦と軍)のすべてで、30日から3か月の事前告知がなされており(甲D5)、日本のような死刑確定者の「心情の安定を損なうこと」を理由に、「即日告知・即日執行」をしている州はない。

死刑執行日を事前に告げられることが死刑確定者の権利であること、それが人権保障のグローバルスタンダード(人権基準)であることは、自由権規約が死刑執行の事前告知を求め、それが死刑確定者の権利であることを保障していることから、明らかとなっている。

事前告知が死刑確定者の心情の安定を損なうとすることが、そもそも理由にならないことは明らかである。

3 「心情の安定」なるものの実態

従前、死刑執行については、事前告知がされていたことは前記(第7)のとおりであり、死にゆく者としての「ささやかな癒し」になっ

ていた。それを被告国は、死刑を執行される者の「心情の安定」を理由として、「即日告知・即日執行」に変更した。

坂口弘死刑確定者は、

次に疑問に思うのは、法務省が死刑執行の事前告知を拒む理由に死刑囚の利益擁護（原告ら代理人注：心情の安定）をあげていることです。死刑囚に死刑執行の事前告知をすると過度の苦痛を与えるので、そうならないよう死刑囚のために当日告知をしているのだといいます。そうすると、私たち死刑囚は法務省に感謝しなければなりません、勿論そんな筋合いは全くありません。彼等は真実を語っていません。本当の思わくは、手際よく死刑執行をすますことです。これは公言できるものではありません。それで死刑囚のたを装っているのです。

先ほどの説明のつづきになりますが、執行を告知されると、死刑囚は室の片付けもできません。下着を取り替えることも不可能です。遺書を書くことも満足にさせてもらえません。（人によっては5分の時間が与えられますが、こんな短時間に何が書けるのでしょうか）。そして、最初の告知から長くても一時間ほどで首をくくられて殺されてしまうのです。それは国家が個人に対して行う最大の不利益処分です。ならばそれに見合う相応の配慮があつてしかるべきでしょう。

- ・ 事前に告知して心の準備をする機会を与え、死刑囚自ら苦痛の軽減を図れるようにする。
- ・ 防御権があること、異議を申し立てる権利があることを伝える。
- ・ 死刑の執行には弁護士の立ち会いを認める。

これが本来、死刑執行実務のあるべき姿でしょう。

だが、現行の死刑執行手続は、死刑囚の都合や権利は一切顧みず、あたかも犬や猫を殺処分するようにスピード処刑しています。しかもそれは適正な手続きを踏んでいると公言しています。（B2・169頁）

と「即日告知・即日執行」を「心情の安定」、「死刑囚のため」を理由とする被告国を痛烈に批判している。

4 死刑執行の行政運用が「事前告知」から「即日告知・即日執行」に変更になったこと

従前において死刑執行では事前告知がなされていたことは、被告国が認めている。

1999年（平成11年）3月23日第145回参議院法務委員会で、福島瑞穂議員の質問に対して、坂井一郎法務省矯正局長が答えている（甲A4）。

○福島瑞穂君 死刑執行の事前通知をなすべきだと考えております。

昭和三十年代、かつて事前通知をやっておりましたけれども、これはぜひやっていただきたいことですが、いかがですか。

○国務大臣（陣内君） これにつきましては、大変受刑者に対する心理的な影響、家族に対する影響、いろいろな問題がございます。その辺のことを考えますと、私はそういうつもりはございません。

○福島瑞穂君 以前、実際に刑務所の所長さんが書いている御本やいろんなものの中に、家族、母親に対して電報を打つ、あるいは何がしたいかを聞くというように、非常にきめ細やか

な対話が行われている事実を私はこの法務委員会で読み上げたことがあります。そのようにうまくいっていたにもかかわらず、なぜ事前通知をやめたのでしょうか。

○政府委員（坂井一郎君） お尋ねのように、かつてそういうことがあったことは承知しておりますけれども、逆に申しますと、そういうことをしたためにいろんな弊害も出てきて、端的に言いますと死刑囚が死亡するというようなこともございますし、それから現場の感覚からすると、やはり事前に告知するということは心理的負担が大き過ぎるということで、むしろそういうことからやめていったというふうに我々は承知しております。

○福島瑞穂君 家族にも知らされず、何の連絡をすることもなく、その日の朝突然連れていかれるわけです。自殺をするんだったら私はそれは仕方がないというふうに本当に思います。検討の余地はないのでしょうか。

○政府委員（坂井一郎君） 先生は仕方がないとおっしゃられますけれども、矯正の立場からするとそれは仕方がないで済む問題ではないと私どもは思っておりますし、将来に向かってどうかと言われるとなかなか難しいところがありますけれども、現在のところ、事前に告知するということについては御勘弁いただきたいと思っております。

（甲A4・18頁）

5 何時どうして変更になったのか

（1）免田栄の述べたこと

免田は、1975年（昭和50年）の出来事を以下のとおり述べている（甲E6・134、135頁）。

1975年10月3日 津留静生君

.....

秋の日差しが真っ赤に西の空を染めて夕闇が迫る頃、私の両脇の山口、津留両君が指導課に呼び出され死刑の通告を受けた。津留君は創価学会の信者といいながら指導者の身よりもなくただ一人で信仰を支え確定判決を再審で晴らすべく努力していた。この一年、腰を患い運動にも出ない。

彼は、死刑確定以後、舎内の教誨室で創価学会の教誨師を入れ、教誨を受けさせてほしい旨の情願を、所長および教育課に求めている。ところが彼の要求は認められず、処刑日の数日前に会っても許可がなく、この残念さに「ちくしょう、覚えておけ」と口ぐせのように言っていた。

その翌朝五時頃、隠し持っていた安全カミソリで右手首を切り、血がほとばしる手首を履物床に差し込み自殺をはかった。私は彼の隣房にいて、その息切れの苦しみにうめく声に目覚め、窓辺に顔を出し廊下を見た。見張りの看守は廊下に座り込んで居眠りしている。私は窓を開け、強く閉めた。その物音に看守が驚いて房の戸を開けたときは呼吸はとまっていた。舎内は騒然となり、人工呼吸を行っていたが、計画通り自殺は成功したのである。彼が日頃漏らしていたのは、裁判が公平を欠いたから自分の始末を自分でしたのである。

またこの事件が起こった根は、宗教の自由を憲法で説き、浄土宗と浄土真宗およびキリスト教の教誨師を認めていたが、創価学会の教誨師は認めないという、当局の差別政策の中にあっただ。当時は創価学会は異端の宗教であった。浄土宗及び浄土真宗も最初は異端であったが、時の権力に癒着して庶民をいためながらも今日ある。現在では創価学会が選挙基盤である公明党は自由民主

党と政権を共にしている。先が見えていない法務省ならびに刑務所の厳しい反省と思想改革が、切に求められなければなるまい。

この事件後、警察、検察は急いで現場検証、証拠採集を行った。拘置所当局にとっていかに穏便に収めるか。死人に口なしで、津留君がちゃんちゃんこにカミソリを入れて差し入れしてもらったように発表した。しかし当時点訳を行うものは紙を切るために古刃を幾枚も机の引き出しに入れていたし、検房時にもとがめられることはなかったのである。

深田警備隊長の指揮で大捜検が始まる。異議があってもこの社会では通らない。裸検身、房内での書類、衣類、私本に至るまで調べる。この捜検を五日ごと入浴時に行う。窓ガラスは全部壊し防弾ガラスに入れ替える。物掛けのくいは切り取る。数珠、ロザリオなどの房内使用を禁じ、廊下には白線を引き、検房時には線につま先をそろえて立つ。絶対に身動きを許さない。点訳者の使用していたカミソリは押収し、隠し持っていたら懲罰に入れると脅しをかけてきた。

犠牲を負うたのは死刑囚ばかりではない。中崎という雑役が事件解決後に岡田部長から掃除を命じられ、血がヨウカンのように床に膠着したり、布団や畳に付いている処理を一日がかりでやらされて立腹し文句を言ったから懲罰に入れられる。

また転房も六ヵ月に一度だったのが二ヵ月ごとにし、この点房後の捜検で木柵や柵の隅からカミソリが幾枚も出てきたら懲罰に入れる。津留の自殺から死刑囚のいる舎を警備隊管轄下において、他舎より嚴重に検房する。

これ以降、書信や面会への制限を次第に迫り、房内で書類（再審書類）などを書く場合は前もって願書を出し、許可されたとき、期間中一ヵ月ごとに認書願を提出することを命じた。これまで死

刑囚の処遇は支所長の一存で行われていたのが、管区というよからぬ存在が口出しするようになり、各自の生活状況をいちいち報告させるといふようになってきた。この管区という存在が刑務所の職員を苦しめているのだ。この制度は戦前から敗戦後一九五〇年頃までは刑務所内総務部の隅に五名ほど職員がいたにすぎない。それが急に独立し、管区長なる者を置き、その下に第一から第三まで部長を置き、副看守長以上五、六〇名の職員を要する。戦前に例えれば参謀本部である。将校ばかり集めて作戦会議だ等といふ、毎日、碁・将棋ばかりして戦争に負けた。この悪習慣が管区にきているようなものだ。

(甲E6・135、136頁)

免田が述べるように、1975年(昭和50年)10月頃から全国的に死刑告知の運用を含む死刑確定者の処遇について大きな変化がみられる。

免田が述べる、死刑確定者の自殺が、被告国が即日告知・即日執行に切り替えた理由だとしても、数少ない死刑確定者、しかも死刑執行が決定している者として特別な措置ができるはずであり、現在であれば監視カメラがあるのであるから自殺防止することは容易である。

死刑確定者の自殺を理由に、その後、すべての死刑確定者に対する残酷な「即日告知・即日執行」の運用に変える必要性はなかった。

(2) 被告国は何時からどのような理由で変更したか明らかにしない

被告国、法務省は、何時からどのような理由で「即日告知・即日執行」に変更したのかを明らかにしない。

そして「心情の安定」を理由に、「死刑囚のために」、「即日告知・即日執行」の行政運用を強行してきた。

(3) 死刑確定者は何を希望しているか

それでは、「心情の安定」を確保されているはずの死刑確定者はどのように思っているのか。

前記の1999年(平成11年)3月23日第145回参議院法務委員会では、福島瑞穂参議院議員と陣内孝雄法務大臣及び坂井一郎矯正局長との間で、次のとおりの質疑が行われた。

○福島瑞穂君 友人、知人との面会はむしろその人の心を安らげるといふふうに思います。

菊田幸一さんという学者が最近十五人の死刑確定囚についてアンケートをとりました。面会の相手は、家族との面会、できる十四名、無記入一名。友人、知人との面会、できない一四名、無記入一名。友人、知人との面会はできておりません。

それで、みんなの声は、友人、知人との面会がしたい、どうせ死ぬのだから好きな人に会わせてほしい。弁護士の立会で訴訟の打ち合わせも十分にできない。弁護人とは三十分では足りない。妻子とは最小限六十分は話したい、妻子とは仕切りのない部屋で会いたい、というような声が出ております。

こういう声を坂井矯正局長はどう受けとめになられますか。

○政府委員(坂井一郎君) 私はそれを拝見しておりませんので、今のアンケートについて批評することは差し控えていただきますけれども、一般的に申し上げますと、要するに死刑囚の方たちがそういうことを言われたということでござ

いますけれども、その後を処遇しているのも矯正の職員でございます。矯正の職員の人たちは、その後の経過を見ながら、事前に告知することだけではなくて、面会させることはかなりの心理的な動揺を来す場合があり得るという経験的な観点から、今申し上げたような措置が現状ではやはり一番いいのではないかというふうに考えているわけでございます。

したがって、今のアンケートがどうであったかは私が批評する限りではございませんけれども、現場の感覚からすると、必ずしも先生が今おっしゃられたアンケートのとおりの実情であるとは我々は思っていないところでございます。

(甲A4・18頁)

甲E7号証の298頁～301頁にアンケート結果（1998年（平成10年）5月）がまとめられている。

この死刑確定者の要望を、法務省は一切採り上げる意思はない。

前記（第7）の5つの例からも明らかなように、死刑確定者が死刑に際し、自分の親族や友人、知人などに会いたいと思うのは当然の「情」であろう。親族や友人との面会は、死にゆく死刑確定者にとって「ささやかな心の癒し」となっていた。

それを「心理的な動揺を来す場合がありうる」という形式的な理由で、誰にも会わせず「即日告知・即日執行」をしているのである。

（4）「即日告知・即日執行」の非人間性

上記質疑の最後には、印象的なやりとりがある。

○政府委員（坂井一郎君）逆にいいますと、本来死刑囚というのは死を待つ身でございますから、周りからはそっとしておくのがむしろ人情に浴うといひますか、余り周りが騒ぎ立てないでそっとしてやるというのが我々としてはあるべき姿だろうと思っております、そういう観点からすると、もちろんすべて会わせないわけではございませんけれども、それにはかなりの制限があるということをぜひご理解いただきたいと思ひます。

○福島瑞穂君 そっとしてほしい人間が会いたいと言っているのにもかかわらず、そっとしておくのが当たり前だから会わせないというのは非人間的だと考へます。

（甲A4・18頁）

（5）小括

坂井矯正局長の「死を待つ身の死刑囚は周りからそっとしておくのが人情」という発言に対し、福島議員は「そっとしてほしい人間が会いたいと言っているのにもかかわらず、そっとしておくのが当たり前だから会わせないというのは非人間的だと考へます。」と批判している。福島議員の発言が正論であろう。

会いたい人にも会わせない「即日告知・即日執行」の非人間性が明らかになっている。

6 「心情の安定」は「即日告知・即日執行」の理由にはならない

「即日告知・即日執行」が憲法、自由権規約に違反し、人間の尊厳を損なう違法なものであることは明らかとなっている。そして、事前告知が死刑確定者の心情の安定を損なうことを理由とする「即日告知・即日執行」が、いかに死刑確定者のささやかな癒しの機会を暴力的

に奪う残酷なものであるかもまた明らかとなっている。

第 10 結論－原因は被告国の死刑に関する情報の非公開（秘匿）

死刑確定者を告知後約 2 時間で死刑執行する「即日告知・即日執行」の行政運用は違法である。

原告らは、憲法（憲法 3 1 条）、国際人権（自由権規約）、そして「人間の尊厳」という、これら 3 つの観点から、「即日告知・即日執行」の行政運用はいずれにも違反する違法なものであることを明らかにした。

そして、何よりも問題は、被告国が死刑確定者そして死刑執行を含む死刑に関する情報を秘匿し続けてきたことにある。

1 日本の死刑執行の非公開

これまで、日本における死刑執行の実態については、まったく情報が公開されてこなかった。

被告国は、死刑執行の事実の有無そして執行の数ですら、公開してこなかった。

戦後、死刑執行は、以下のとおり延々と続いていた（甲 E 1－1）。これはかつて法務省に勤務され、現在龍谷大学法学部の浜井浩一教授の調査の結果である（甲 E 1－2）

1949年（昭和24年）	33名
1950年（昭和25年）	31名
1951年（昭和26年）	24名
1952年（昭和27年）	18名
1953年（昭和28年）	24名
1954年（昭和29年）	30名

1955年（昭和30年）	32名
1956年（昭和31年）	11名
1957年（昭和32年）	39名
1958年（昭和33年）	7名
1959年（昭和34年）	30名
1960年（昭和35年）	39名
1961年（昭和36年）	6名
1962年（昭和37年）	26名
1963年（昭和38年）	12名
1964年（昭和39年）	0名
1965年（昭和40年）	4名
1966年（昭和41年）	4名
1967年（昭和42年）	23名
1968年（昭和43年）	0名
1969年（昭和44年）	18名
1970年（昭和45年）	26名
1971年（昭和46年）	17名
1972年（昭和47年）	7名
1973年（昭和48年）	3名
1974年（昭和49年）	4名
1975年（昭和50年）	17名
1976年（昭和51年）	12名
1977年（昭和52年）	4名
1978年（昭和53年）	3名
1979年（昭和54年）	1名
1980年（昭和55年）	1名
1981年（昭和56年）	1名

1982年（昭和57年）	1名
1983年（昭和58年）	1名
1984年（昭和59年）	1名
1985年（昭和60年）	3名
1986年（昭和61年）	2名
1987年（昭和62年）	2名
1988年（昭和63年）	2名
1989年（平成元年）	1名
1990年（平成2年）～1993年（平成5年）3月までなし	
1993年（平成5年）	7名
1994年（平成6年）	2名
1995年（平成7年）	6名
1996年（平成8年）	6名
1997年（平成9年）	4名
1998年（平成10年）	6名
1999年（平成11年）	5名
2000年（平成12年）	3名
2001年（平成13年）	2名
2002年（平成14年）	2名
2003年（平成15年）	1名
2004年（平成16年）	2名
2005年（平成17年）	1名
2006年（平成18年）	4名
2007年（平成19年）	9名

日本では、戦後、毎年数人から数十人単位で死刑が執行されてきた。しかし、法務省は、死刑執行の情報を一切公表せず、ひた隠しにし、

死刑の実態は「闇の中」にあった。

2 被告国が公開した死刑情報

「死刑情報を公開すべきである」との世論に押されて法務省は、戦後約50年以上経過した1998年（平成10）年11月になってようやく「執行当日（執行後）」に、死刑執行の「事実」と「その人数」だけを公表した。

その約9年後、法務省は、2007年（平成19年）10月に、「執行をうけた死刑確定者の氏名・生年月日」、「犯罪事実」及び「執行場所」のみを公開した。死刑執行後にである。

現在まで、法務省が公開している死刑の情報は、これだけである。

これでは市民に死刑制度の正確な理解は求められないではないか。

法務省の死刑の情報公開は以上の限度であり、非公開（秘匿）は現在まで続いている。

3 恥ずべき運用は改善すべきである

戦後70年以上の間、過去において、前記のとおり死刑執行は事前告知される場合もあった。しかし、被告国の死刑執行の行政運用は、「事前告知」から「即日告知・即日執行」に大きく変更された。この変更によって、死刑確定者の処遇は大きく変化した。

しかし、被告国（法務省）は、いつから、どのような理由で、この重大な運用変更をしたのかを一切明らかにしてこなかった。そして、死刑確定者の「心情の安定」が必要である、死刑確定者のためであるとして、残酷な「即日告知・即日執行」を続けている。

日本におけるこのような違法な「即日告知・即日執行」の行政運用、違法な執行の正当化の理由として「心情の安定」を標榜していること、

そして何よりも死刑における非公開「秘匿主義」こそ、世界の常識そして人権のグローバルスタンダードから大きく乖離しており、問題なのである。

この現実こそ、日本にとって世界に対して「恥ずべき」ものである。

4 結論

日本の「恥ずべき運用」は、戦後半世紀以上続いてきたのであり、早急に改められるべきである。

そのためには、死刑の実態を明らかにすること、「即日告知・即日執行」が憲法、国際人権法、人間の尊厳に違反する違法であることを明らかにすることである。

行政（政府・法務省）は、このような運用を変える気配もない。

これができるのは、裁判所だけであり司法の役割なのである。

そのために、原告らは本訴に及んだ次第である。

証拠方法

証拠説明書に記載のとおり

添付資料

1	訴状副本	1通
2	甲号証の写し・正本、副本	各1通
3	証拠説明書・正本、副本	各1通
4	訴訟係属についての意見書・正本、副本	各1通
5	訴訟委任状	2通